

大船渡市スポーツ施設整備 基本計画（案）

令和 2 年 12 月
大 船 渡 市

目 次

I	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画策定の流れ	2
4	計画の期間	3
5	計画の推進体制と進捗管理	
6	対象施設（14 施設）	
II	本市の現状と課題	5
1	現状	
(1)	人口動態	
(2)	財政状況	6
(3)	スポーツ施設の現状	7
2	課題	13
(1)	施設の老朽化への計画的な対応	
(2)	市民ニーズへの的確な対応	14
III	スポーツ施設の評価手法（全体）	15
1	評価の基本的な考え方	
(1)	評価全体の流れ	16
(2)	スポーツ施設の現況評価（1 次評価）	17
(3)	スポーツ施設の環境評価（2 次評価）	
IV	スポーツ施設の現況評価（1 次評価）	18
1	評価に関わる基礎情報	
2	個別施設の方向性に関する評価	19
(1)	安全性・機能性評価	
(2)	経済性評価	22
(3)	耐震性評価	23
3	施設の整備手法	25
4	現況評価（1 次評価）の結果	26
V	スポーツ施設の環境評価（2 次評価）	27
1	個別施設の基本方針に関する検討	
(1)	政策優先度の評価	28
(2)	基本方針の検討	29
2	適用手法（基本方針ごとの対応手法）の検討	31
(1)	機能保持	32
(2)	総量コントロール	
(3)	施設不足の解消	33
3	環境評価（2 次評価）の結果	34

VI	スポーツ施設の評価結果（全体）	35
VII	個別施設計画	37
VIII	主要施設の詳細検討	45
1	市営球場の建替再整備に係る検討について	
(1)	市営球場の現況と課題	
(2)	近隣自治体の野球場の状況	
(3)	建替再整備の検討の視点	46
(4)	整備候補地の検討	
(5)	実施時期の検討	49
2	市民テニスコートの拡張整備に係る検討について	50
(1)	市民テニスコートの現況と課題	
(2)	近隣自治体のテニスコートの状況	
(3)	拡張整備の検討の視点	
(4)	実施規模の検討	51
(5)	実施時期の検討	
3	市民体育館の更新に係る検討について	52
(1)	市民体育館の現況と課題	
(2)	近隣自治体の体育館の状況	
(3)	施設更新の検討の視点	53
(4)	実施時期の検討	
IX	将来を見据えた施設マネジメントの推進	54

I 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

スポーツは、人々に大きな喜びや感動、活力をもたらし、人生をより豊かにする「世界共通の文化」です。その中において、スポーツ施設は、快適な競技環境やスポーツを楽しむ人々の満足感、達成感に直結する大きな役割を担っており、その重要性は日々増えています。

本市では、令和2年2月に策定した「大船渡市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）の中で、市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実を基本方針の一つとして掲げ、将来にわたる人口の減少やニーズの変化、財政状況などを踏まえながら、スポーツ施設の計画的な整備に努めることとしています。加えて、近隣自治体との連携による機能補完・相互利用に留意しつつ、スポーツ施設環境の充実を図ることは、にぎわいあるまちづくり推進のための重要な取組の一つと考えています。

市民の多様なニーズを踏まえ、望ましいスポーツ環境を持続的に提供するためには、スポーツ施設の現状と課題を把握し、中・長期的な視点から整備方針を明確にした上で、施設の適正な配置・管理を図る必要があります。

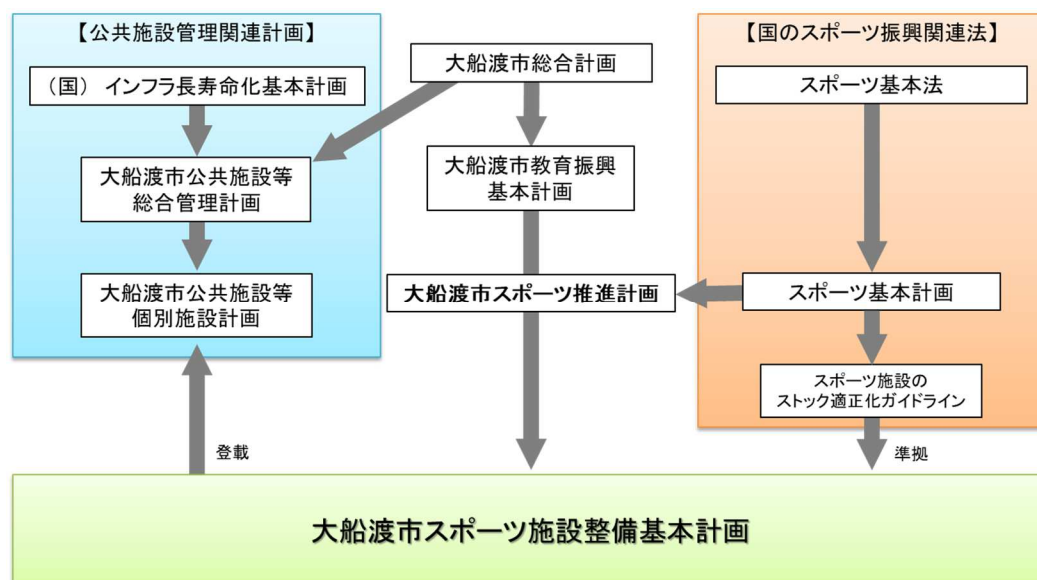
こうしたことから、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（平成31年4月一部改訂）（以下「ストック適正化ガイドライン」という。）に基づき、これからのスポーツ施設の在り方や整備の必要性について考え方を整理し、将来を見据えた効果的、効率的な施設マネジメントの推進に資するため、「大船渡市スポーツ施設整備基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、推進計画で定めた三つの基本方針のうち、基本方針3「市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実」に基づき、スポーツ施設整備に関する具体的な内容を示す個別計画になります。

また、図1のとおり、国のスポーツ振興関連法と公共施設管理関連計画にも関係するものです。

図 1 計画の位置付けと他の計画との関連性



3 計画策定の流れ

推進計画の基本方針などはもとより、令和元年度に大船渡市スポーツ施設整備検討委員会が取りまとめた「大船渡市スポーツ施設整備に係る検討結果報告書」や大船渡市スポーツ施設整備基本計画検討委員会での意見などを踏まえつつ、本計画を策定します。

大船渡市スポーツ推進計画（抄）

基本方針3 市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実

基本施策(2) スポーツ施設・設備の整備・充実

- 将来にわたる人口の減少やニーズの変化、財政状況などを踏まえながら、施設・設備の計画的な整備に努めます。
- 既存のスポーツ施設については、長寿命化への対応を基本とし、利用者の安全性や利便性を考慮し、必要に応じて計画的に修繕、改修を行うとともに、附帯設備の整備・充実、競技種目ごとに規格に沿った整備に努めます。
- 施設の更新にあたっては、必要性はもとより、整備費や将来にわたる維持管理費などの財政負担を十分考慮し、公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら検討を進めます。
- 今後、生涯スポーツを推進していく上で、障がいの有無や年齢、性別等に関わらず様々な人々が利用しやすい施設が求められています。国の支援制度等を有効に活用し、バリアフリー化など計画的な整備を推進します。

図2 計画策定の流れ

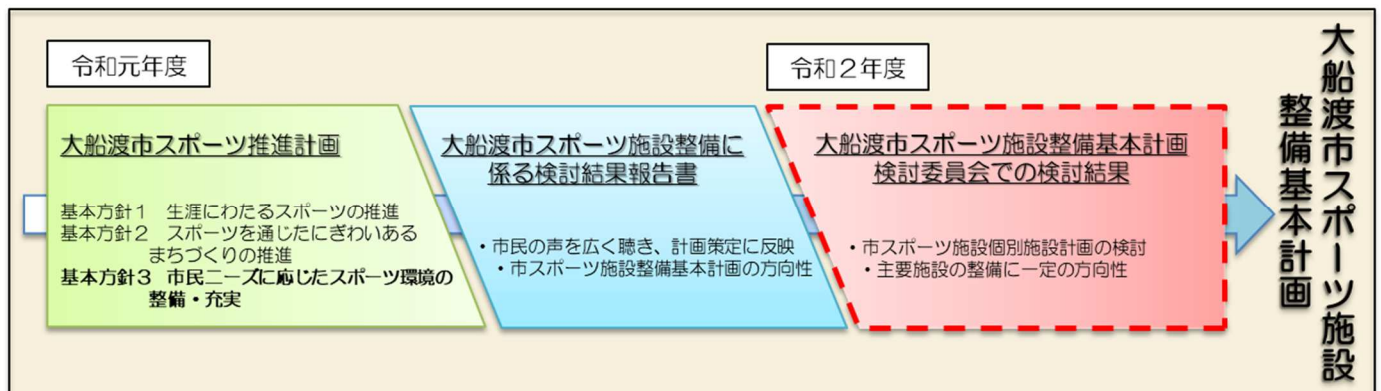
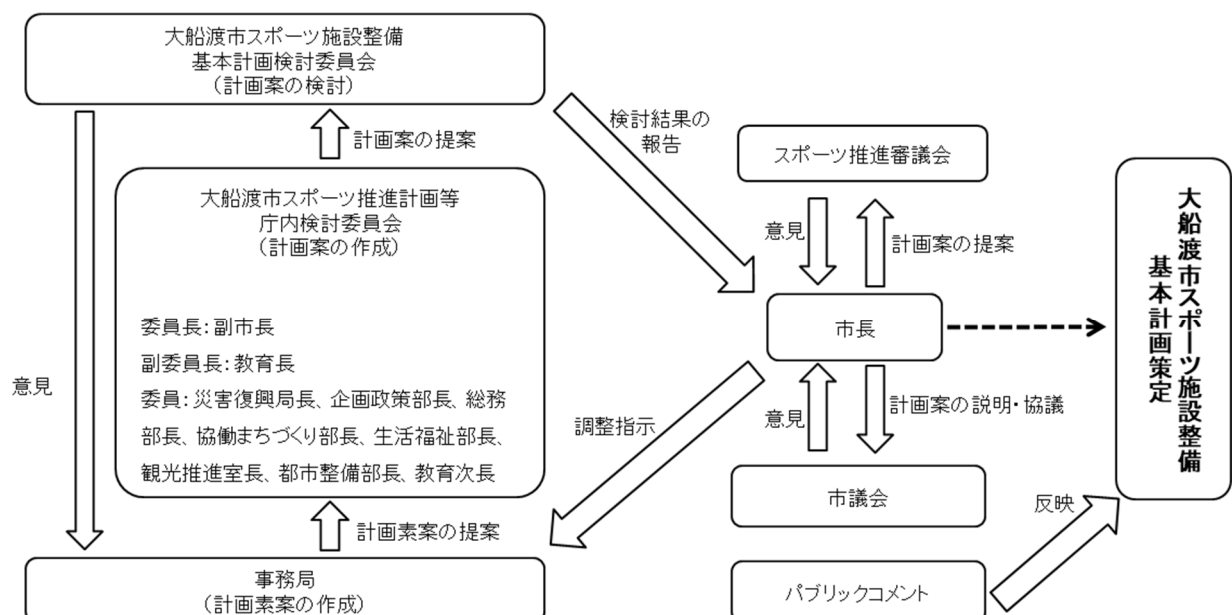


図3 策定体制図



4 計画の期間

本計画の期間は、推進計画の計画期間（令和元年度～令和 10 年度）を踏まえ、令和 2 年度から令和 10 年度までの 9 年間とし、令和 5 年度までの 4 年間を前期、令和 6 年度以降の 5 年間を後期とします。

なお、スポーツを取り巻く環境の変化に適切に対応し、施策の見直しなどに結び付けるため、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、柔軟に見直しを行うとともに、大船渡市総合計画実施計画や大船渡市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）との整合を図ります。

5 計画の推進体制と進捗管理

本計画の推進に当たっては、市民ニーズを的確に捉え、それらをスポーツ施設の計画的な整備につなげることが必要です。大船渡市スポーツ推進審議会などを通じて市民の意向を反映するとともに、スポーツ関係団体など関係機関と連携を図りながら、計画の推進を図ります。

また、進捗管理に当たっては、毎年度、大船渡市スポーツ推進審議会において、計画の実施状況などについて評価・検証を行うとともに、市の広報紙やホームページなどを活用して、関連情報を随時公表しながら、市民や関係団体からの意見を施策に反映します。

6 対象施設（14 施設）

本計画の対象は、大船渡市スポーツ施設条例第 2 条に規定するスポーツ施設、大船渡市山村広場（大船渡市山村広場設置管理に関する条例）及び盛川河川敷公園（大船渡市都市公園の設置告示）とし、表 1（4 ページ）のとおり、「グラウンド」、「体育館」、「テニスコート」及び「その他施設」の四つに区分して整理します。

なお、体育センターについては、条例上スポーツ施設に位置付けられていますが、会議室としての利用のみで、市民がスポーツを行う施設ではないため、本計画の対象外とします。

表 1 市内スポーツ施設一覧

類 型	施設名	所在地
グラ ウン ド (7)	市営球場	末崎町字大田 142 番地 10
	田中島グラウンド	盛町字田中島 21 番地 5
	赤崎グラウンド	赤崎町字生形 58 番地 3
	三陸総合運動公園	三陸町綾里字黒土田 56 番地
	山村広場	三陸町越喜来字杉下 56 番地 4
	盛川河川敷公園多目的広場	盛町 盛川右岸
	盛川河川敷公園少年野球場	盛町 盛川右岸
体 育 館 (3)	市民体育館	盛町字中道下 1 番地 1
	三陸B&G海洋センター	三陸町綾里字黒土田 56 番地
	三陸体育館	三陸町吉浜字扇洞 162 番地
テ ニ ス コ ー ト (2)	市民テニスコート	盛町字田中島 13 番地 6
	三陸総合運動公園テニスコート	三陸町綾里字黒土田 56 番地
そ の 他 施 設 (2)	市民弓道場	盛町字田中島 13 番地 6
	三陸B&G海洋センタープール	三陸町綾里字黒土田 56 番地

※類型の（ ）は施設数

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場の提供を目的として、表 2 のとおり市内小中学校の学校体育施設を開放しています。これらの学校体育施設は、学校教育法やスポーツ基本法において、学校教育に支障のない範囲で公共の利用に供することが求められており、学校施設としてだけでなく、地域のスポーツ施設としての役割も有しています。

本計画の対象外施設ですが、学校体育施設の整備充実を図ることは、生涯スポーツの振興を図る上で重要なことになります。

表 2 学校開放事業実施校一覧（令和 2 年度現在）

小学校		中学校
盛小学校	日頃市小学校	第一中学校
大船渡小学校	大船渡北小学校	大船渡中学校
末崎小学校	綾里小学校	末崎中学校
赤崎小学校	越喜来小学校	赤崎中学校
猪川小学校	吉浜小学校	綾里中学校
立根小学校	小学校 11 校	中学校 5 校
		計 16 校

Ⅱ 本市の現状と課題

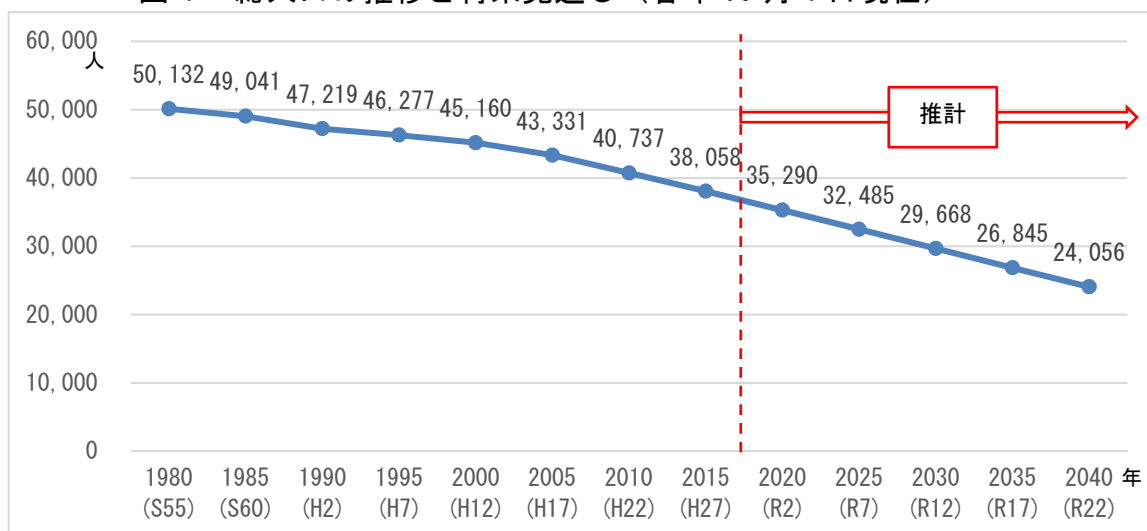
1 現状

(1) 人口動態

大船渡市人口ビジョン(改訂版)によると、本市の人口は、図4のとおり減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では4万人を割り、令和元年10月1日現在で36,040人となっています。

年齢別人口の割合については、図5のとおり、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少を続けており、今後も減少傾向が続くと予測されます。一方で、老年人口(65歳以上)の割合は増加し続けており、令和22年度には48.5%に達すると見込まれています。

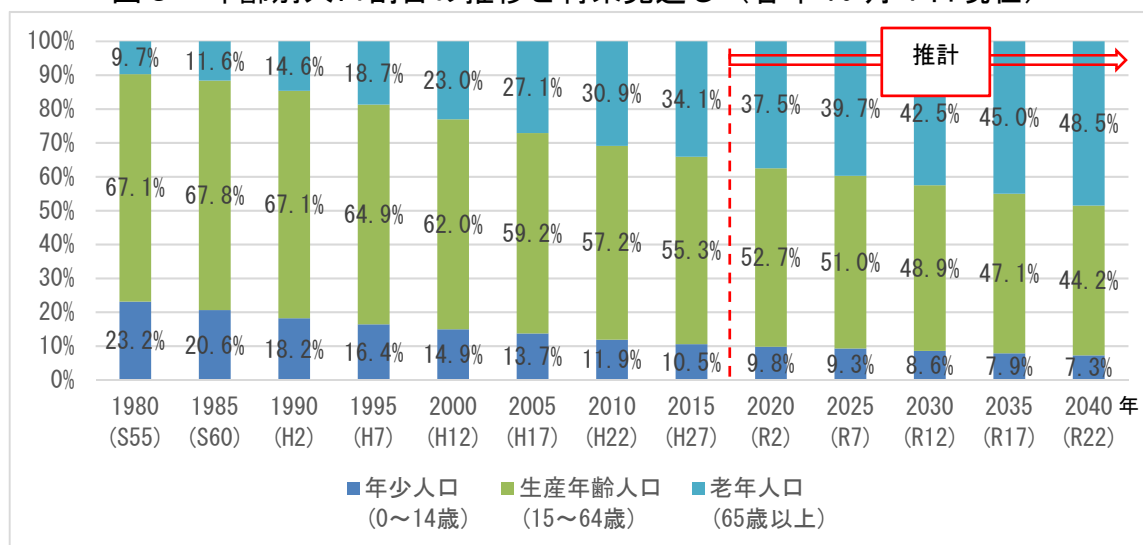
図4 総人口の推移と将来見通し(各年10月1日現在)



資料:国勢調査、大船渡市人口ビジョン(改訂版)

※ 推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計データから作成

図5 年齢別人口割合の推移と将来見通し(各年10月1日現在)



資料:国勢調査、大船渡市人口ビジョン(改訂版)

※ 推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計データから作成

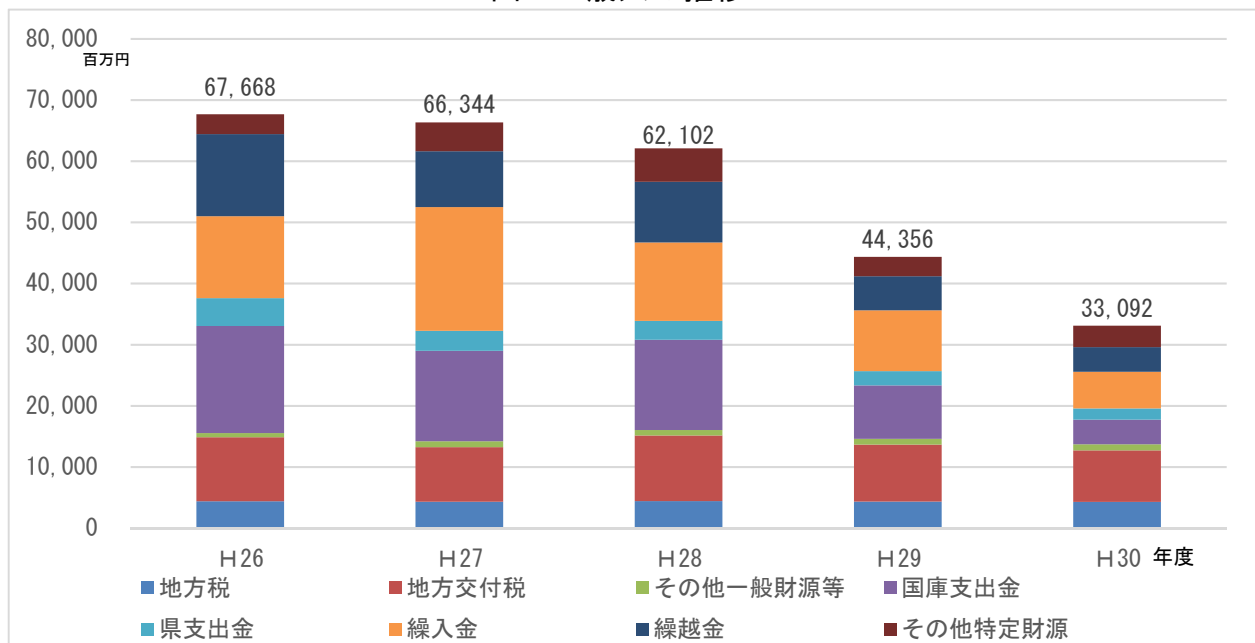
(2) 財政状況

本市の歳入の推移を見ると、図6のとおり、平成26年度以降、復興関連事業の収束などによって減少傾向が続いており、平成30年度は平成26年度と比較して51.1%減少の33,092百万円と、ほぼ半減しています。

また、歳出については、図7のとおり、平成28年度まではほぼ横ばいで推移していたものの、平成29年度以降減少し、平成30年度は平成26年度と比較して、27,238百万円、およそ46.5%減少しています。

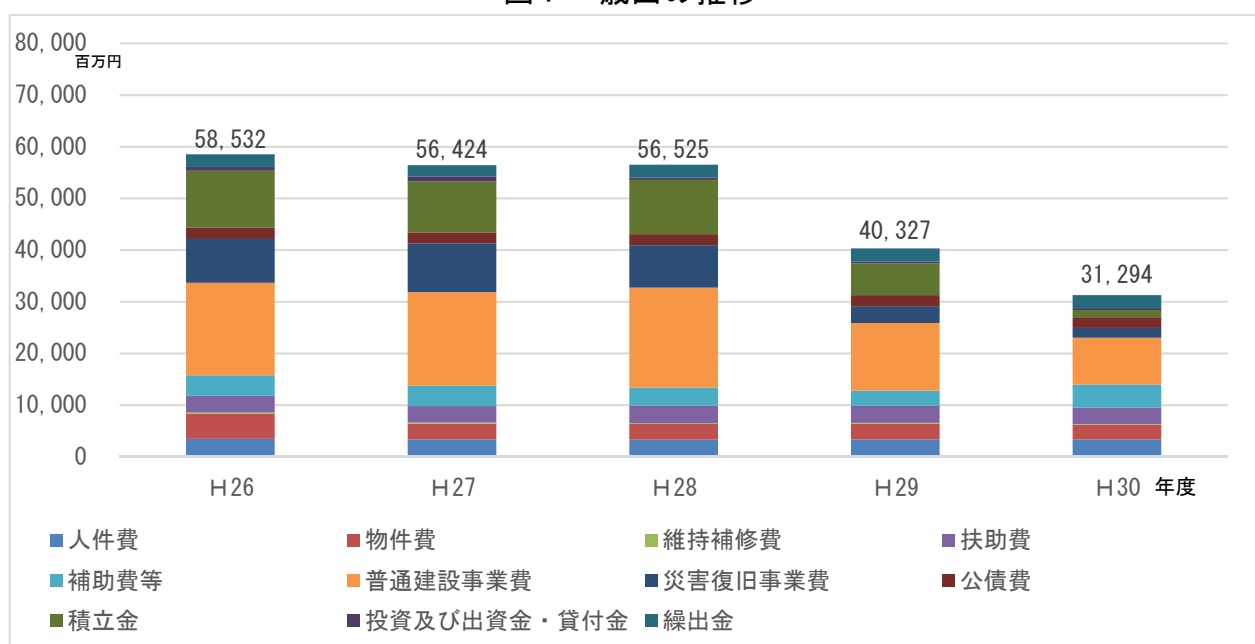
復興関連事業の終了などに伴い、歳入と歳出ともに、今後も減少傾向が続くものと考えられます。

図6 歳入の推移



資料:総務省 HP 市町村別決算状況調

図7 歳出の推移



資料:総務省 HP 市町村別決算状況調

(3) スポーツ施設の現状

本市のスポーツ施設は、図 8 のとおり、市民体育館周辺に市民テニスコートや市民弓道場、田中島グラウンド、盛川河川敷公園多目的広場・少年野球場と主要なスポーツ施設が集積しているほか、三陸町綾里地区には、複数の施設（三陸総合運動公園、三陸 B & G 海洋センター・プール）が立地しています。

図 8 市内スポーツ施設配置図

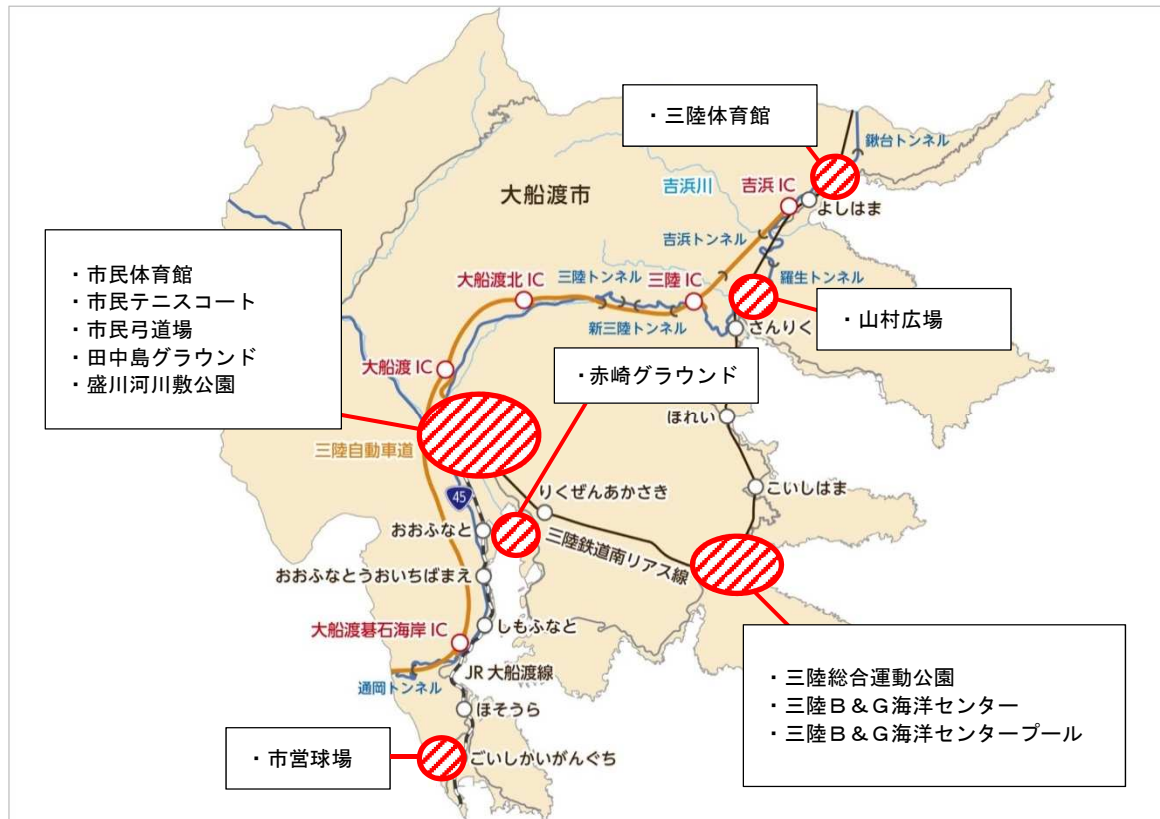


図 9（8 ページ）の市内スポーツ施設の利用件数については、東日本大震災発生以降、被災した施設の復旧に伴い増加したものの、平成 28 年度の 11,646 件をピークに、平成 29 年度以降は減少し、令和元年度は 9,460 件と、10,000 件を下回りました。

図 10（8 ページ）の市内スポーツ施設の利用者数については、減少傾向が続いていましたが、令和元年度は 158,027 人と、平成 27 年度以降で初めて前年度の利用実績を上回りました。これは、赤崎グラウンドの利用者数が、人工芝舗装やクラブハウス建設を実施した平成 29 年度以降に増加を続けていることや、近年、減少傾向にあった市民体育館や市営球場の利用者数が、前年度実績を上回ったことによるものです。

図9 市内スポーツ施設利用件数

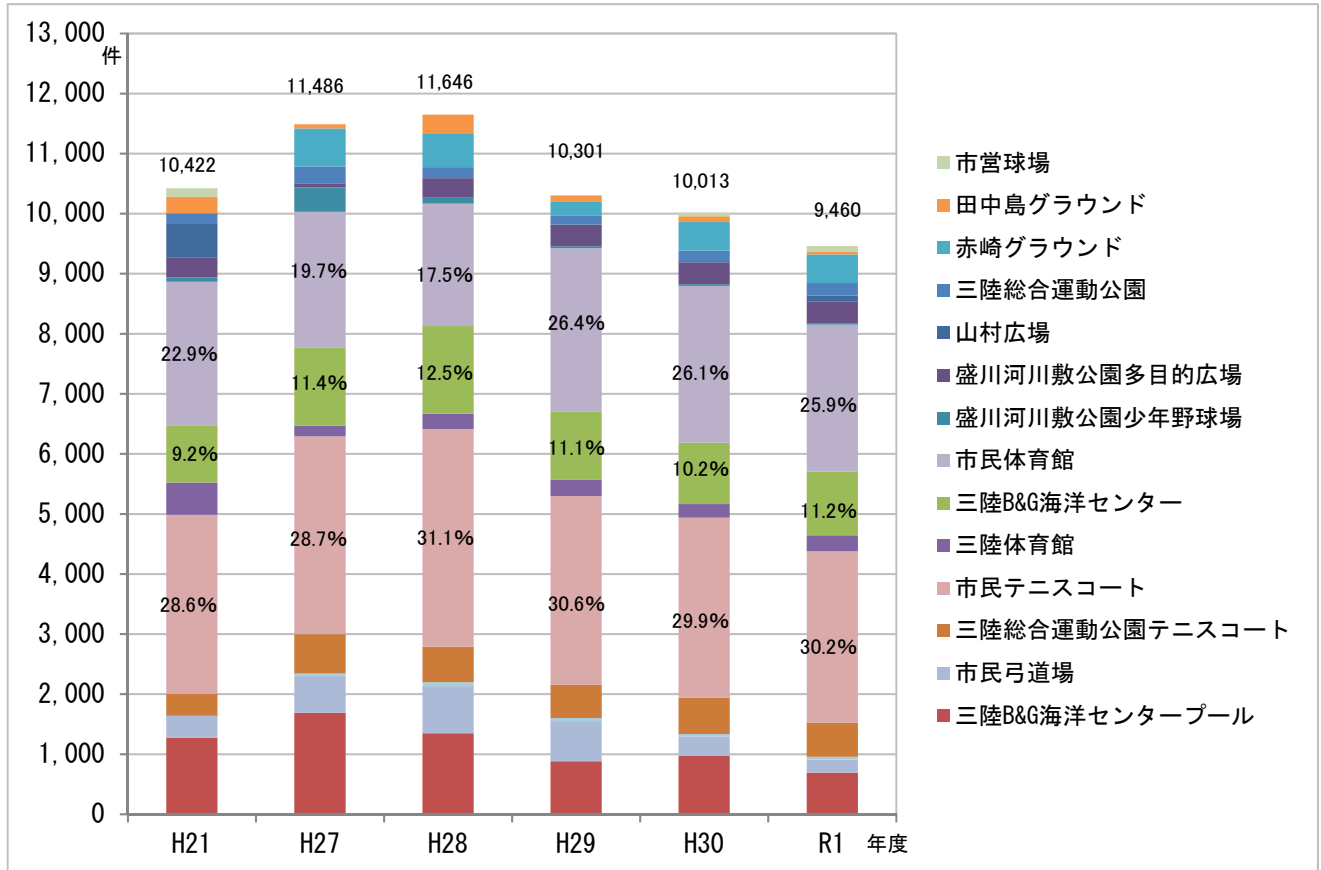
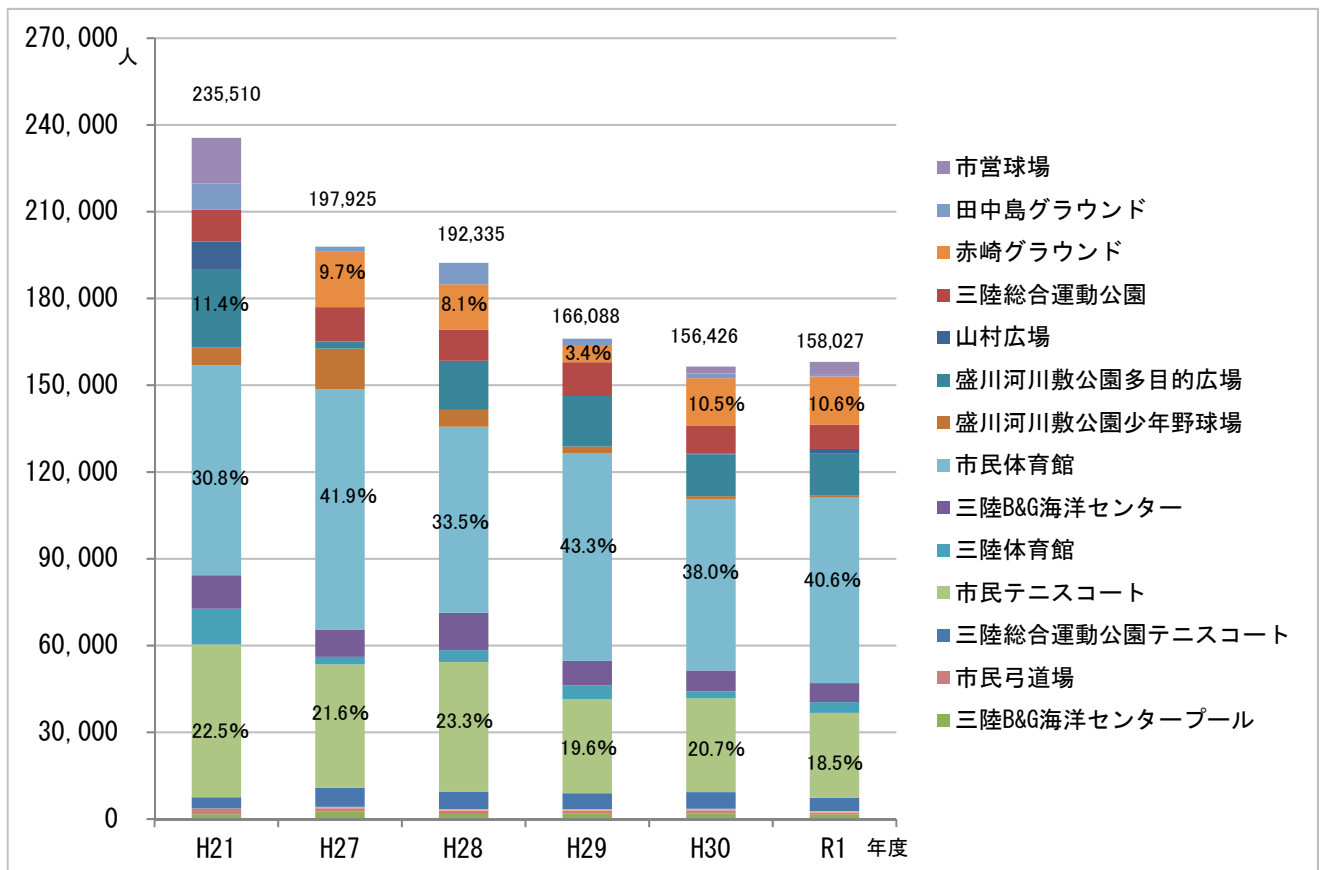


図10 市内スポーツ施設利用者数



グラウンドについて、令和元年度の利用件数は、市営球場、三陸総合運動公園及び山村広場については増加傾向、赤崎グラウンドと盛川河川敷公園多目的広場は前年度から横ばいで推移し、田中島グラウンドと盛川河川敷公園少年野球場については減少傾向にあるなど、施設によって傾向が異なります。

利用者数は、市営球場と山村広場が、前年度から大きく増加していますが、三陸総合運動公園と田中島グラウンドは前年度から1,000人以上減少しています。

図 11 グラウンド利用件数の推移

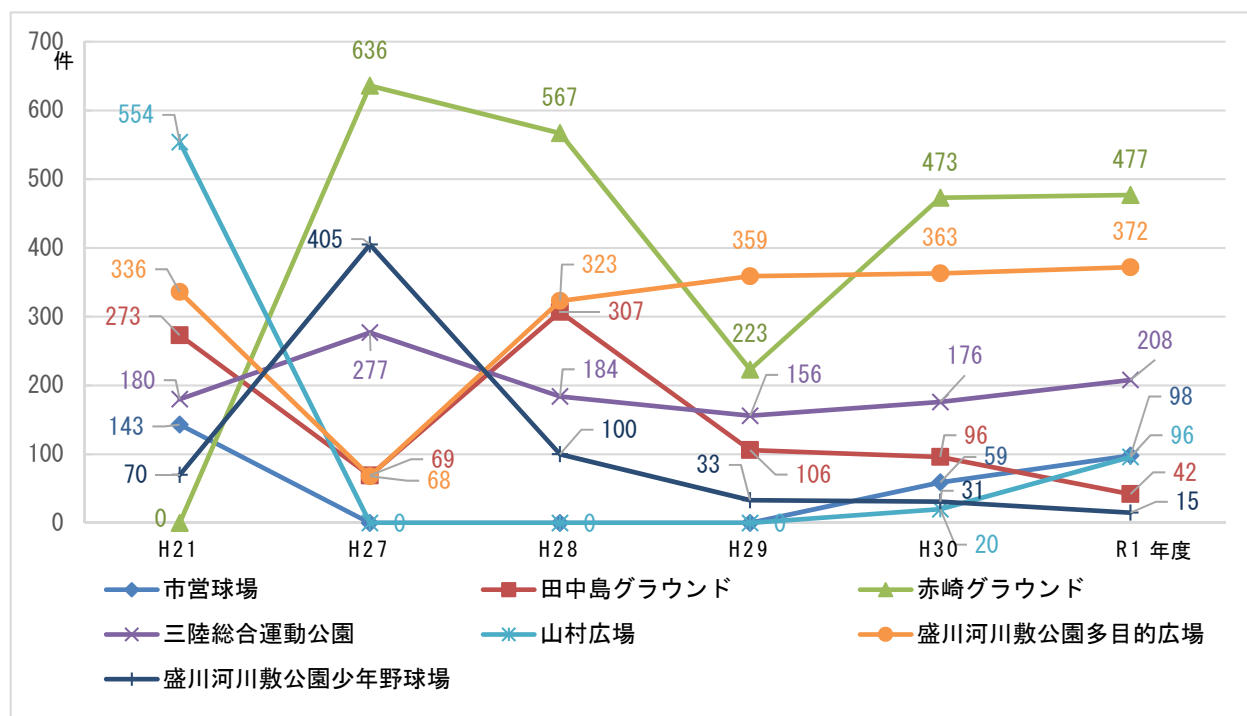
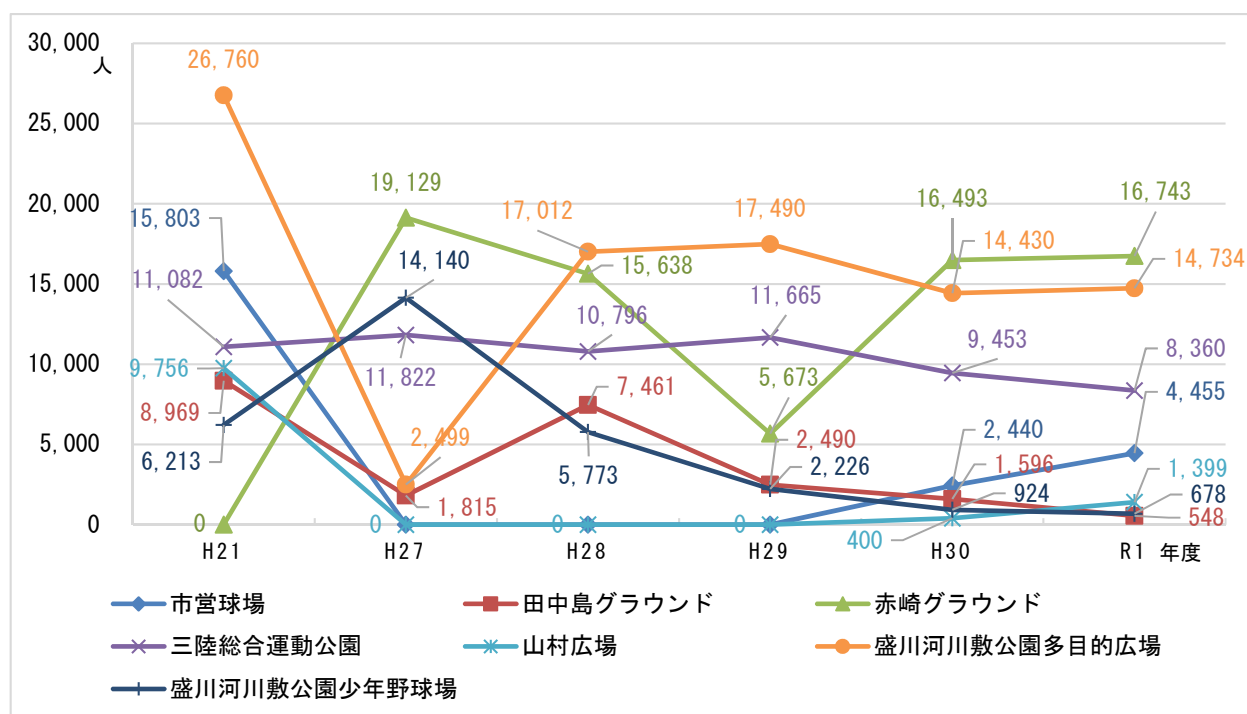


図 12 グラウンド利用者数の推移



体育館について、令和元年度の利用件数は、市民体育館が前年度から 6.2%減少したものの、三陸B&G海洋センターと三陸体育館については、ほぼ横ばいで推移しています。

利用者数は、三陸B&G海洋センターが減少していますが、市民体育館と三陸体育館については、前年度から増加しています。市民体育館の大幅な増加については、県民体育大会の開催による市外利用者の増加や、個人から団体へと利用形態が移行しつつあることなどによるものと考えられます。

図 13 体育館利用件数の推移

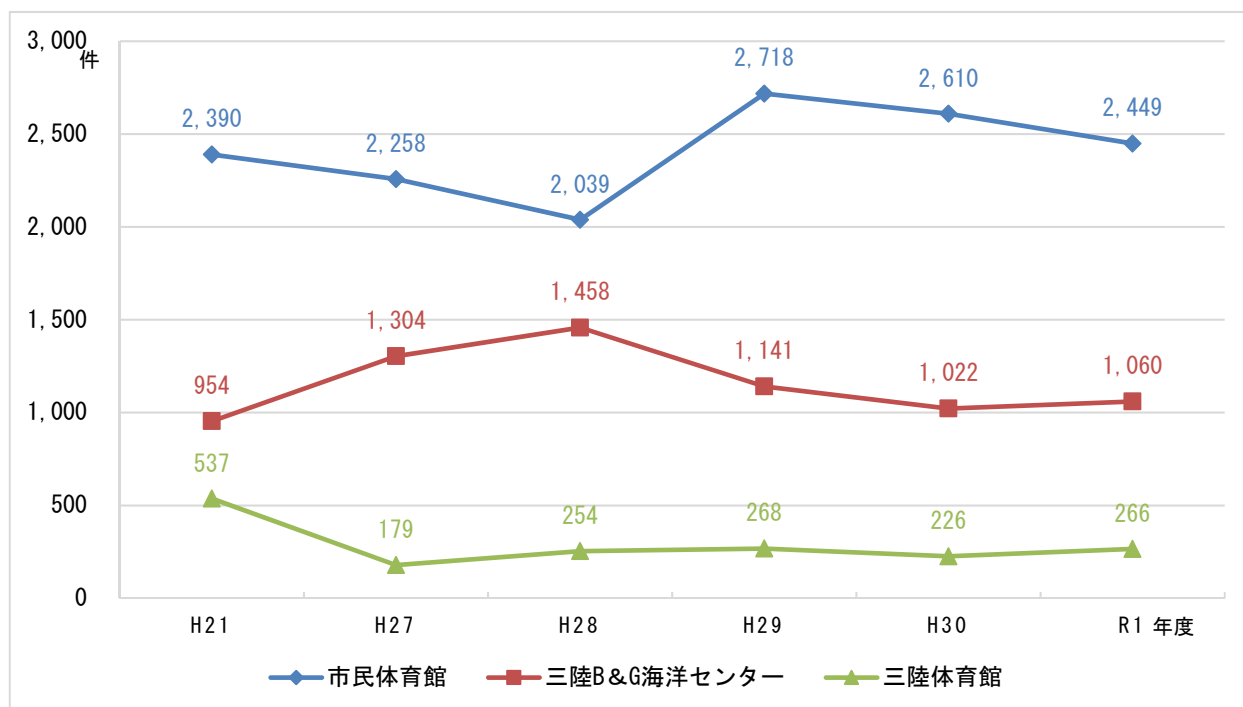
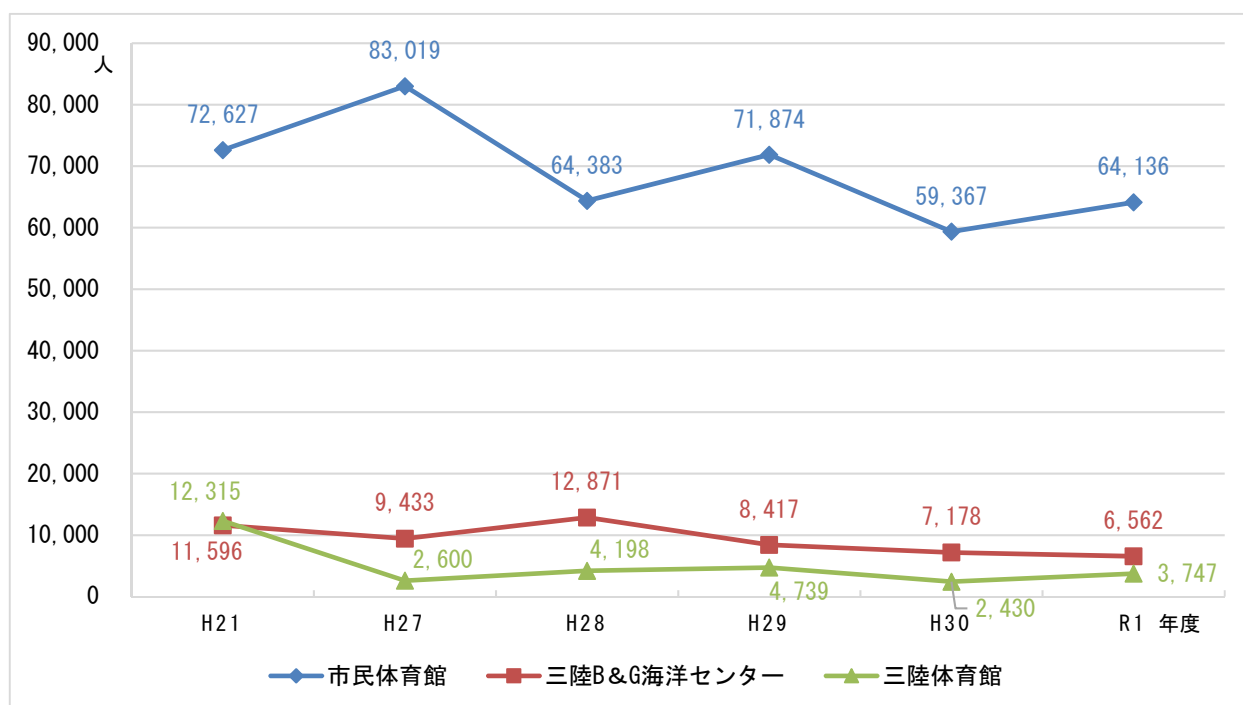


図 14 体育館利用者数の推移



テニスコートについて、令和元年度の利用件数は、市民テニスコートが 4.6%、三陸総合運動公園テニスコートが 7.2%、それぞれ前年度から減少しています。

利用者数についても減少傾向で推移しており、市民テニスコートが 9.6%、三陸総合運動公園テニスコートは 20%、それぞれ前年度から減少しています。

市民テニスコートについては、こうした傾向にありながらも、施設稼働率は高い状況にあり（令和元年度：約 94%）、市内スポーツ施設の中で唯一、利用料収入が維持管理費を上回っています。

図 15 テニスコート利用件数の推移

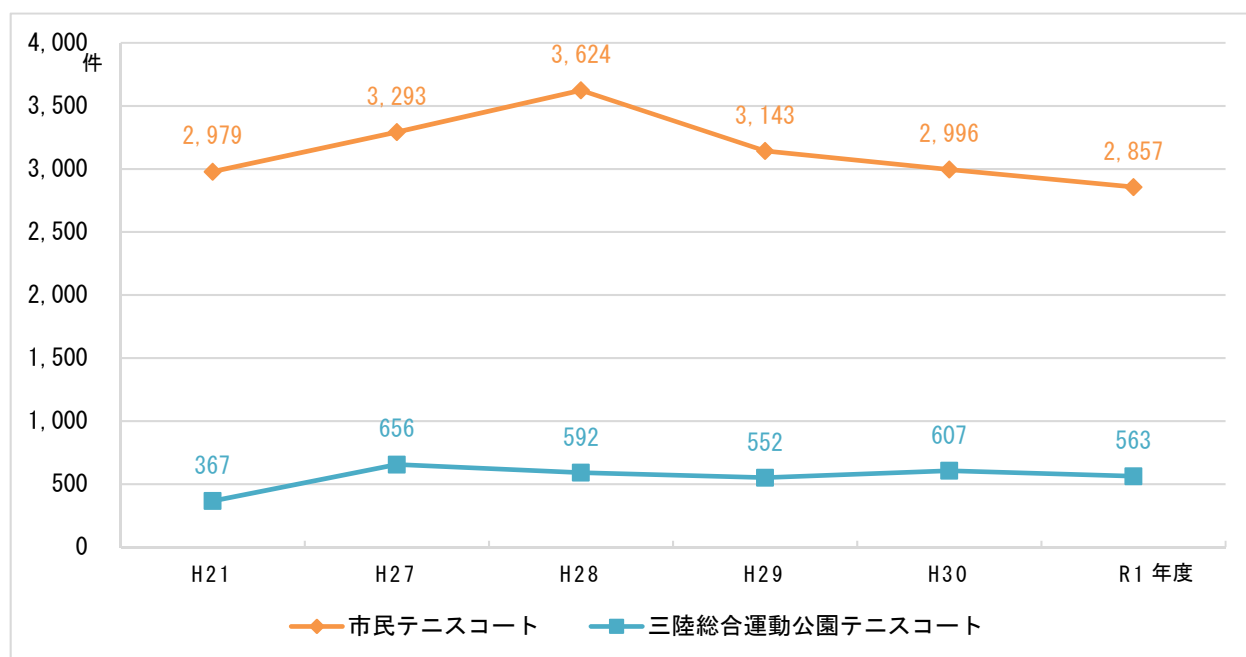
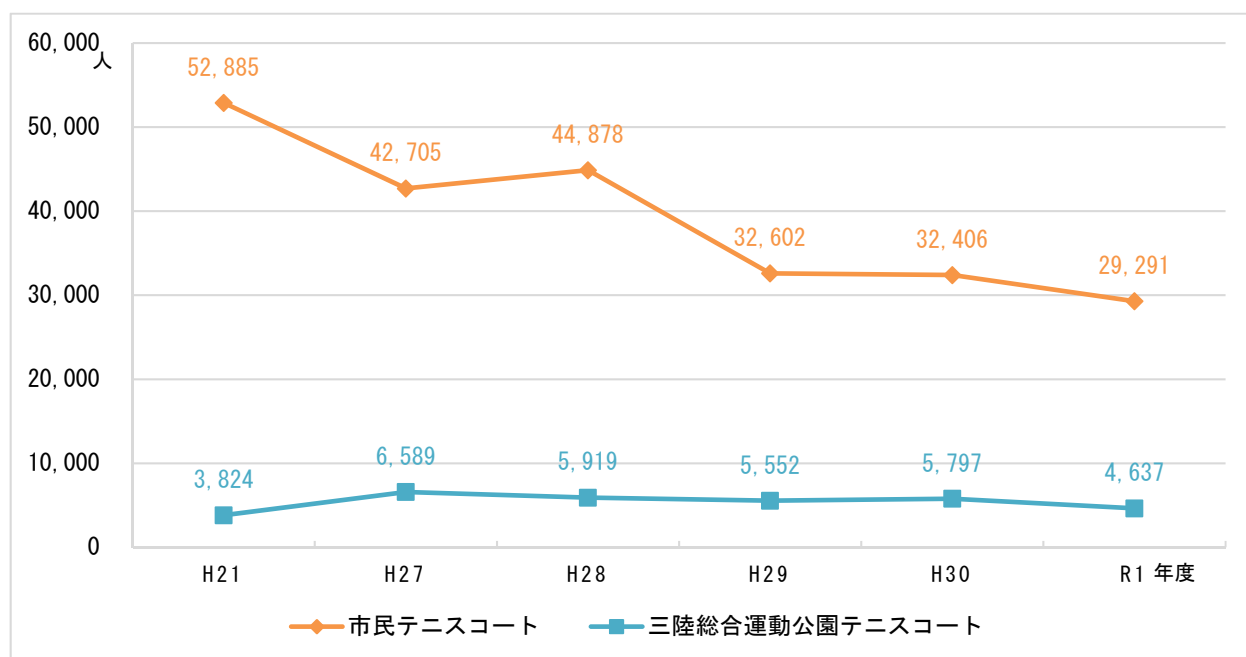


図 16 テニスコート利用者数の推移



その他施設について、令和元年度の利用件数は、三陸B&G海洋センタープールが28.9%、市民弓道場についても31.6%、それぞれ前年度から減少しており、他のスポーツ施設よりも減少傾向が大きく表れています。

利用者数は、三陸B&G海洋センタープール、市民弓道場ともに、平成28年度以降横ばい傾向で推移していたものの、令和元年度は、いずれも前年度の実績を下回っています。

図 17 その他施設利用件数の推移

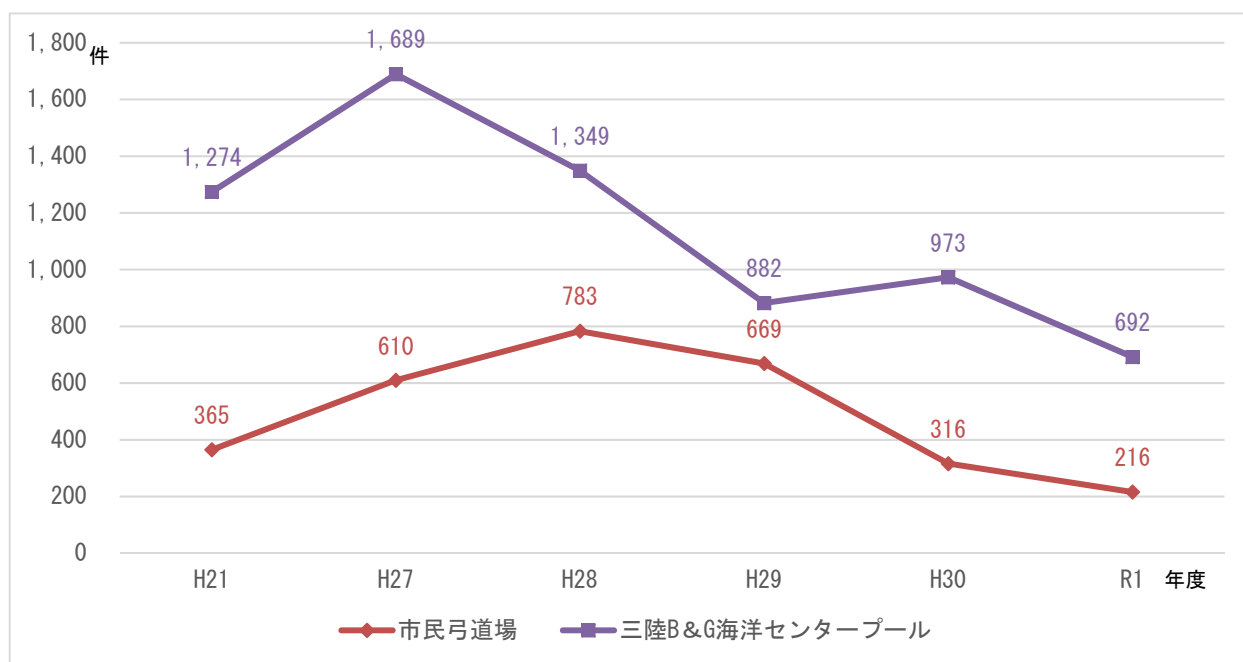
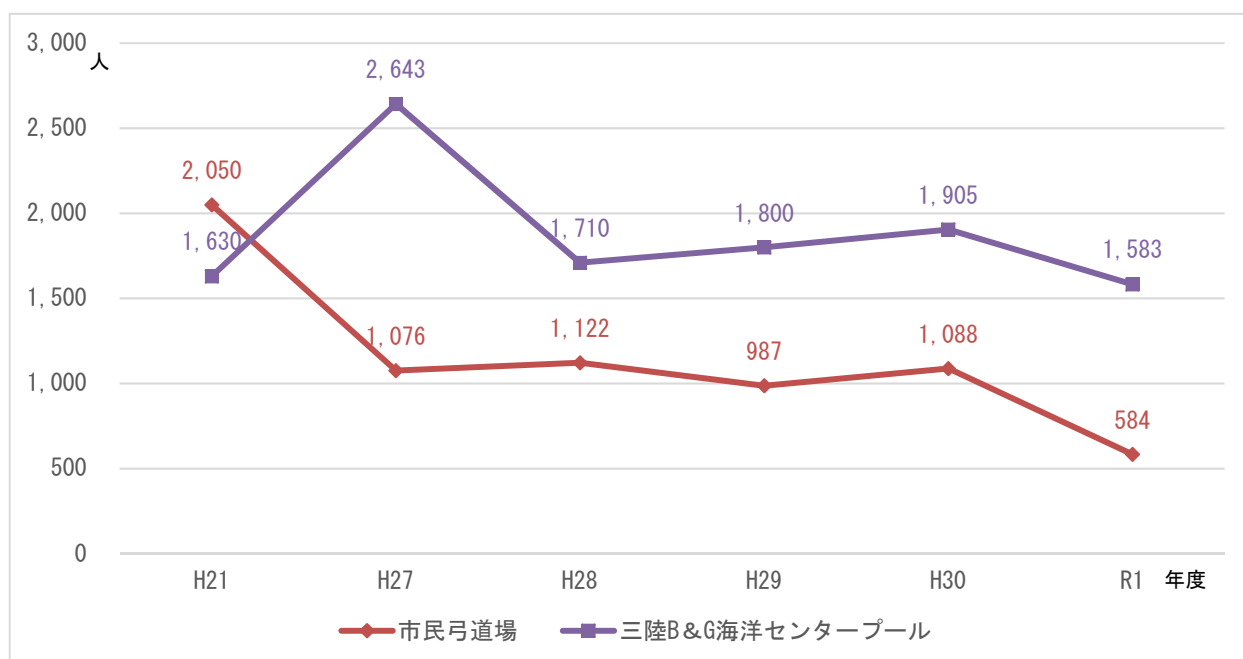


図 18 その他施設利用者数の推移



2 課題

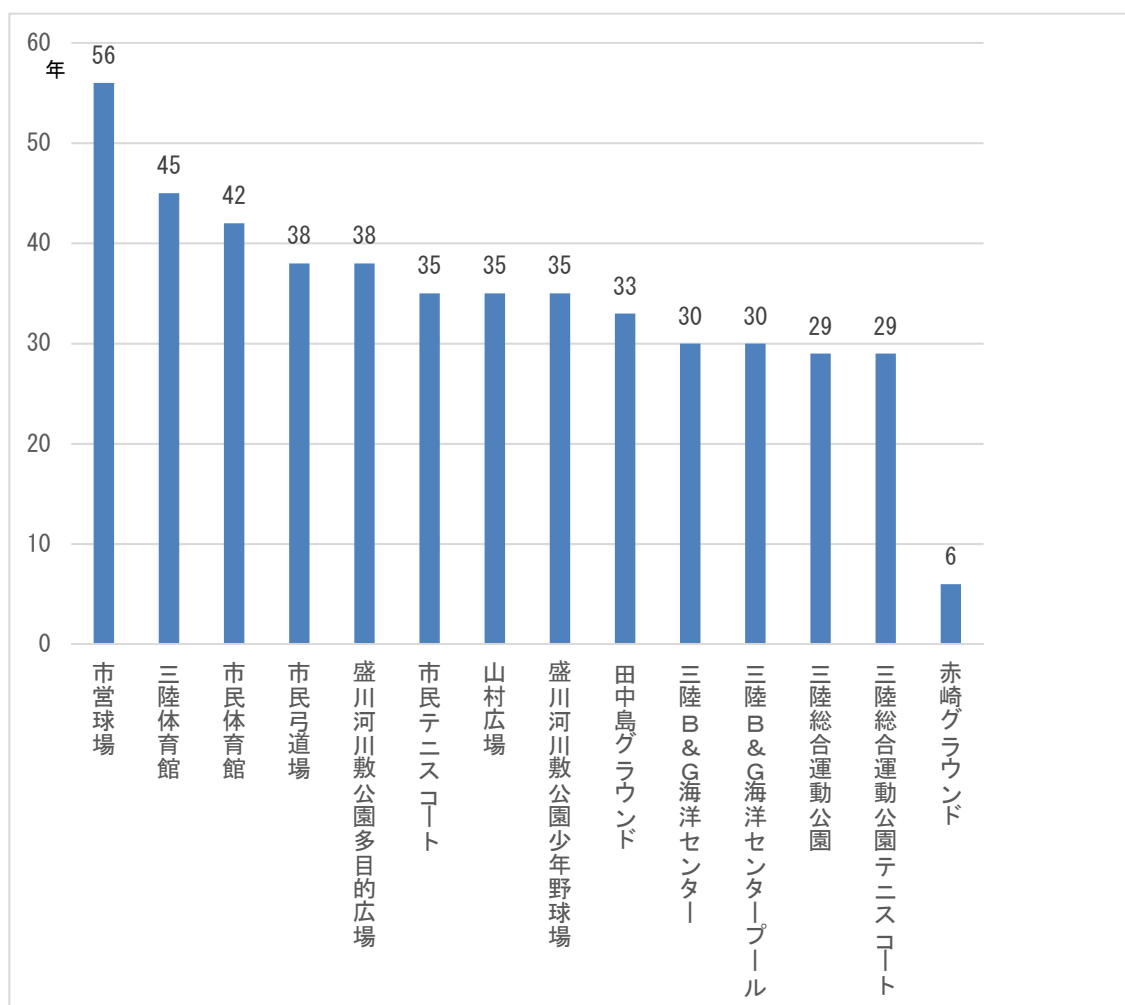
本市のスポーツ施設の整備を図る上での課題として、主に次の2点が挙げられます。

(1) 施設の老朽化への計画的な対応

図19のとおり、市内スポーツ施設は、令和元年度末現在で、整備から50年以上が経過した市営球場を始め、そのほとんどが30年以上経過しています。東日本大震災からの災害復旧工事などにより良好な状態の施設もありますが、全体として老朽化が進行しています。

今後、厳しい財政運営が見込まれる中、各種スポーツ施設の整備に当たっては、経年劣化の進行を踏まえながら、その必要性を十分検討するとともに、整備費や将来にわたる維持管理費など財政負担を検証した上で、計画的な整備を図る必要があります。

図19 市内スポーツ施設建築経過年数（令和元年度末現在）

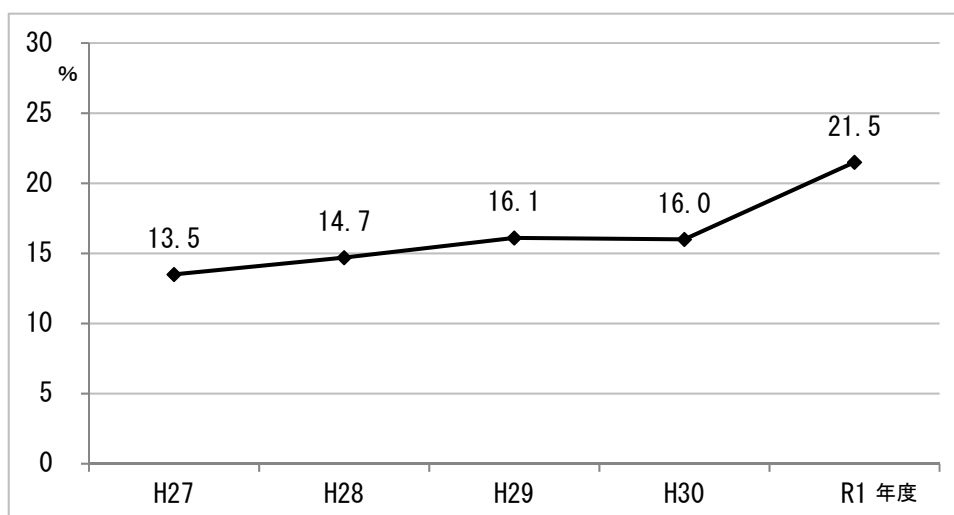


(2) 市民ニーズへの的確な対応

市では毎年度、市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象に、市民意識調査を実施しています。

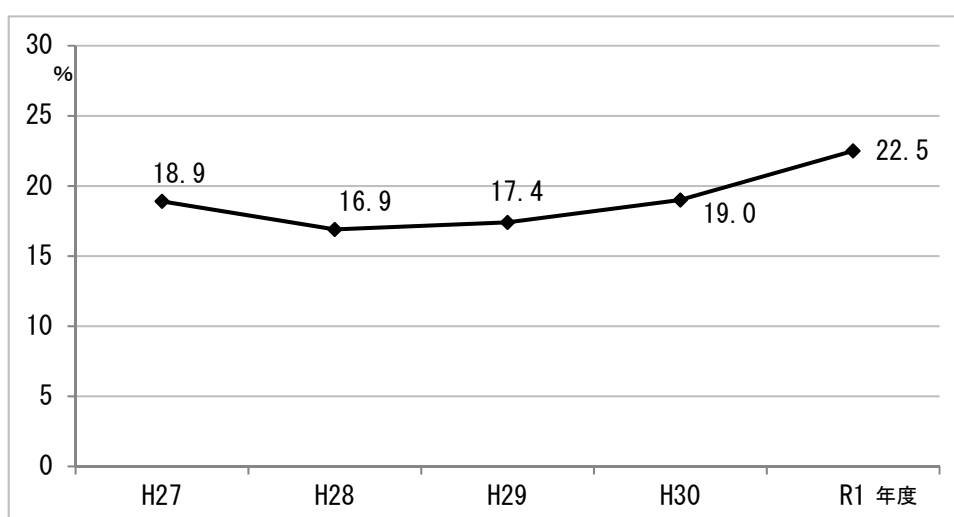
スポーツ施設整備の満足度に関する項目として、「スポーツ施設が整備されているか」との問いに対し、令和元年度では、図20のとおり、21.5%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えています。

図20 スポーツ施設整備の満足度



また、「スポーツ・レクリエーション施設が利用しやすいか」との問いには、図21のとおり、22.5%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えています。

図21 スポーツ施設利用の満足度



スポーツ施設に関する市民の満足度は、若干の上昇傾向にあるものの高いとは言えず、既存施設の機能向上などに資する整備を計画的に実施し、多様化する市民ニーズに的確に応える必要があります。

Ⅲ スポーツ施設の評価手法（全体）

1 評価の基本的な考え方

本計画の策定に当たり、スポーツ庁がスポーツ施設に関する個別施設計画策定のための手引きとして定めた、ストック適正化ガイドライン※に基づき、市内スポーツ施設を多角的に評価します。

本市が保有するスポーツ施設は、施設の老朽化や厳しさを増す財政状況を背景に、安全な施設の提供が困難になりつつあるほか、少子高齢社会にあって、求められる施設の量や質が変化することが予想されます。

こうした課題に的確に対応することを念頭に置き、個別施設計画の検討の前提となる施設評価を行いました。

※ スポーツ施設のストック適正化ガイドラインとは

スポーツ基本法第 12 条に規定するスポーツ施設の整備に関する理念を基に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう、その考え方を整理した指針。

スポーツ基本法(抄)

(スポーツ施設の整備等)

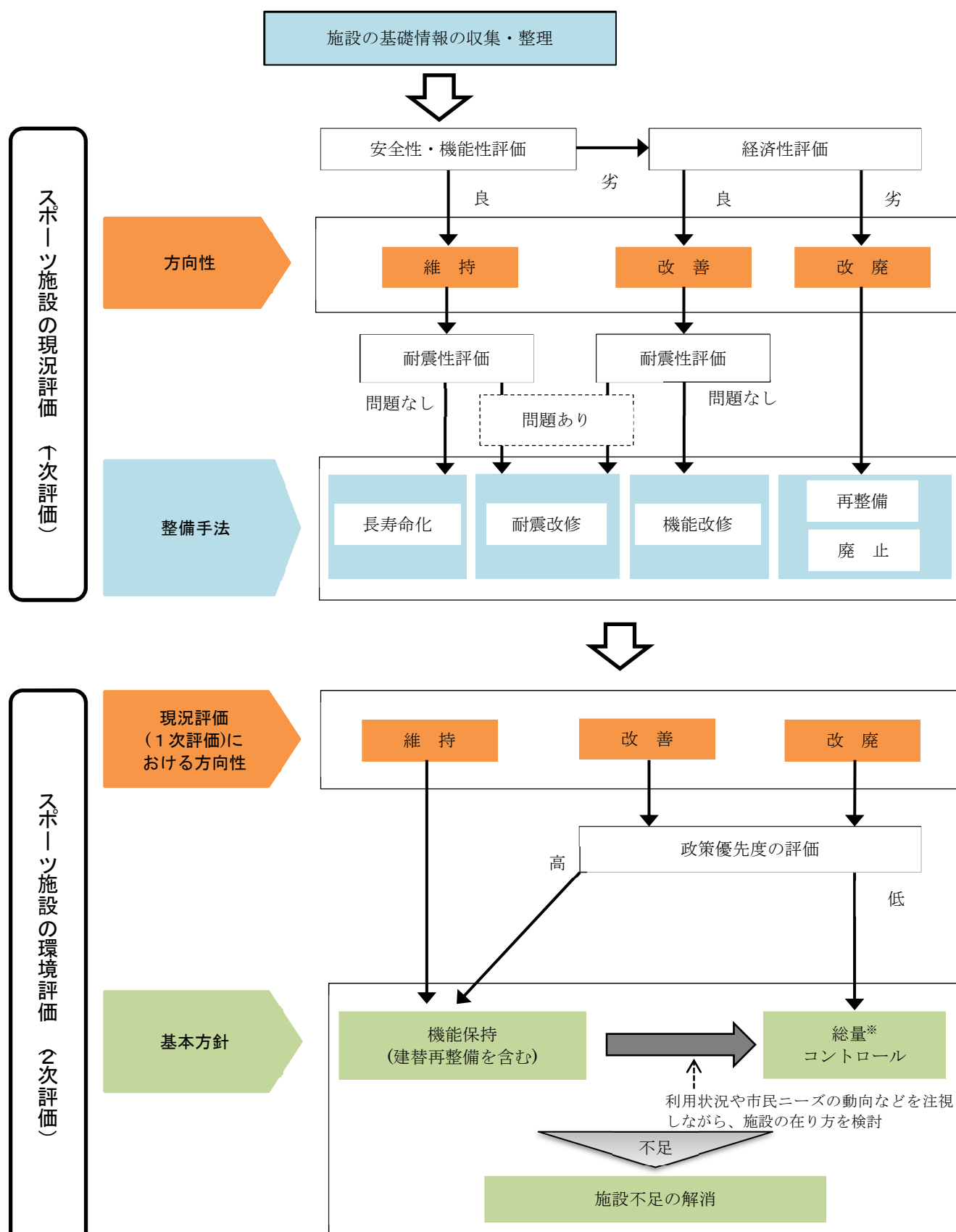
第 12 条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツ設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(1) 評価全体の流れ

ストック適正化ガイドラインに基づき、図 22 のとおり評価しました。

図 22 全体的な評価の流れ



※ 将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討することをいいます。

(2) スポーツ施設の現況評価（１次評価）

本市が保有する個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用に必要となる施設の性能を把握するため、基礎情報を収集・整理し、その情報に基づき、個別施設の方向性及び整備手法につながる評価を簡易的に行いました。

表３ 現況評価（１次評価）における評価項目

評価項目	対象
安全性・機能性	全てのスポーツ施設（14 施設）
経済性	安全性・機能性評価において、「劣」評価の施設
耐震性	安全性・機能性評価又は経済性評価で「良」評価の施設 ※ 屋外施設で一部対象外施設あり

(3) スポーツ施設の環境評価（２次評価）

施設の現況評価（１次評価）の方向性により、施設の提供・利用などの観点から政策的な優先度による評価を行い、個別施設の基本方針を定めました。

表４ 環境評価（２次評価）における評価項目

評価項目	対象
政策優先度	現況評価（１次評価）の方向性が、「改善」「改廃」となった施設 ※ 現況評価（１次評価）で「維持」となった施設については、政策優先度を評価することなく基本方針を定めます。

Ⅳ スポーツ施設の現況評価（１次評価）

１ 評価に関わる基礎情報

個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用を検証する上で必要な基礎情報を整理すると、表５のとおりとなります。

昭和５６年に導入された新耐震基準適用前に整備した施設のうち、市民体育館は、平成２８年度に耐震診断及び耐震改修を実施しており、耐震性に問題はありませんが、三陸体育館については、耐震診断が未実施となっています。

表５ 市内スポーツ施設基礎情報（令和元年度末現在）

類型	施設名	整備年次	経過年数	構造	延床面積	耐震診断	利用状況※			収入※	維持管理費※	地域防災
							件数	人数	１件当たり			
グラウンド(7)	市営球場	S39年	56年	RC造	12,507㎡	対象外	98	4,455	45.5	106	3,520	
	田中島グラウンド	S62年	33年	—	4,894㎡	対象外	42	548	13.0	54	1,502	
	赤崎グラウンド	H26年	6年	S造	11,592㎡	不要	477	27,743	58.2	1,504	3,967	
	三陸総合運動公園	H3年	29年	—	15,480㎡	不要	208	8,360	40.2	331	6,569	ヘリポート
	山村広場	S60年	35年	—	14,800㎡	不要	96	1,399	14.6	27	4,108	
	盛川河川敷公園 多目的広場	S57年	38年	—	10,762㎡	対象外	372	14,734	39.6	19	4,914	
	盛川河川敷公園 少年野球場	S60年	35年	—	7,540㎡	対象外	15	678	45.2	—※2		ヘリポート
体育館(3)	市民体育館	S53年	42年	SRC造	3,878㎡	H28済	2,449	64,136	26.2	1,399	11,995	第二避難場所
	三陸B&G海洋センター	H2年	30年	RC造	1,919㎡	不要	1,060	6,562	6.2	197	6,384	
	三陸体育館	S50年	45年	RC造	992㎡	未実施	266	3,747	14.1	1	466	
テニスコート(2)	市民テニスコート	S60年	35年	S造	3,392㎡	不要	2,857	29,291	10.3	2,057	1,555	
	三陸総合運動公園 テニスコート	H3年	29年	—	1,592㎡	対象外	563	4,637	8.2	—※3	—※4	
その他施設(2)	市民弓道場	S57年	38年	S造	791㎡	不要	216	584	2.7	30	429	
	三陸B&G海洋センター プール	H2年	30年	S造	1,013㎡	対象外	692	1,583	2.3	—※5		

※１の利用状況、収入、維持管理費については、令和元年度の実績である。

※２については、盛川河川敷公園多目的広場に含まれる。

※３については、三陸総合運動公園に含まれる。

※４、５については、三陸B&G海洋センターに含まれる。

2 個別施設の方向性に関する評価

(1) 安全性・機能性評価

施設の視察調査結果などを基に、「安全性」、「機能性」、「法令への適合状況」、「スポーツ施設の安全対策」及び「屋外スポーツ施設の状況」の項目ごとに、表6の評価基準に基づく評価を、表7の評価の考え方により、安全性・機能性について、「良」又は「劣」の評価を行いました。

評価結果は、表8（21 ページ）のとおりです。

表6 安全性・機能性の評価基準

評価基準	評価
- 全体的に健全であるもの。 - 緊急の修繕が必要なく、日常の維持保全で管理するもの。 - 法定点検での是正箇所がないもの。 - 必要な対応がなされているもの。	A
- 全体的に健全だが、部分的な劣化が進行しているもの。 - 緊急の修繕が必要ないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。 - 法定点検で是正箇所が確認されたが、対応済み、若しくは対応を予定しているもの。 - 必要な対応がなされているが改善の余地があるもの、若しくは対応を予定しているもの。	B
- 全体的に劣化が進行しているもの。 - 現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの。 - 法定点検で是正箇所が報告されたが、未対応、若しくは既に対応がなされているが、改善されていないもの。 - 対応がなされているが、改善されていないもの。	C
- 全体的に顕著な劣化があるもの。 - 重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止、あるいは緊急な補修、若しくは更新が必要とされるもの。 - 法定点検での是正報告を長期間放置しているもの。 - 必要な対応がなされていないもの。	D

表7 安全性・機能性評価の考え方

考え方	評価
- 全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 - 部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い（日常的な保守管理及び経過観察により対応）。 - 法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている（改善予定も含む）。 - スポーツ施設の安全対策がなされている。	良
- 全体的な劣化・不具合等又は著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である。 - 劣化・不具合等の事象により重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改善が必要である。 - 法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、又は重大な事故、施設の利用制限が想定される。 - 重大な事故の恐れがある安全に関する対策が、実施されていない。	劣

※ 耐用年数の考え方

総合管理計画において、公共建築物における更新（建て替え）までの耐用年数を60年と定めていることから、本計画においても、施設の構造に関わらず、耐用年数を一律に60年としています。

なお、建築物がないグラウンドのみの施設については、耐用年数の考え方が当てはまらないことから、経過年数による大規模改修や更新は考慮しないこととします。

大船渡市公共施設等総合管理計画(抄)

〔参考〕 将来更新費用の推計方法

(3) 耐用年数・更新の考え方

- 公共建築物及びインフラの耐用年数及び更新期間は以下のとおりです。

表 15 耐用年数と更新期間

区分		耐用年数	更新期間
①公共建築物	大規模改修	30 年	2年
	更新(建て替え)	60 年	10 年

評価項目の中でも、「法令適合性」、「安全対策」、「屋外施設の状況」については、施設の維持管理を行う中で改善を図ることが容易であることから、施設の劣化度合いやライフサイクルコストの推計に大きく影響を与える「安全性」と「機能性」に重点を置いて、総合的に評価しました。

方向性などについては、図 22（16 ページ）に基づき、安全性・機能性評価で「良」となった施設を「維持」とし、「劣」となった施設については、経済性評価に移行します。

表 8 安全性・機能性評価結果

類型	施設名	評価項目							評価結果	方向性等
		経過 年数	安全性	機能性	法令 適合性	安全対策	屋外施設 の状況	状況		
グラ ウン ド (7)	市営球場	56年	B	C	—	B	C	・ 市内のスポーツ施設で、最も年数が経過した施設である。 ・ バックネットや内野フェンス等、一部劣化している部分については、今後の定期的な観察が必要。 ・ 照明設備の不備や駐車場不足等多くの課題を抱えている。	劣	経済性評価へ
	田中島グラウンド	33年	—	—	—	B	C	・ 必要最低限の安全対策はなされている。 ・ フェンスの高さ等、改善の余地がある。	良	維持
	赤崎グラウンド	6年	A	A	—	B	B	・ 市内スポーツ施設で、最も新しい施設である。 ・ 災害対策には対応していないものの、スポーツ施設としての機能は十分に有している。	良	維持
	三陸総合運動公園	29年	B	C	—	B	C	・ ダッグアウト部分の躯体の劣化による雨漏りが問題となっている。 ・グラウンドの状態は良好である。	良	維持
	山村広場	35年	B	C	—	B	C	・ 管理棟に経年劣化が見られるものの、緊急を要する修繕は見込まれていない。 ・グラウンドの屋根付きベンチに劣化が見られる。	良	維持
	盛川河川敷公園多目的広場	38年	—	—	—	B	C	・グラウンドの状態は良好である。 ・観覧席や熱中症対策のひさしが設置されていない。	良	維持
	盛川河川敷公園少年野球場	35年	—	—	—	B	C	・グラウンドの状態は良好である。 ・観覧席や熱中症対策のひさしが設置されていない。	良	維持
体 育 館 (3)	市民体育館	42年	C	B	A	B	—	・ 一部雨漏りが発生しているほか、内部配管に劣化が見られる。 ・ 法令に従って、定期報告等がなされている。 ・ 必要な安全対策は、おおむねなされている。	良	維持
	三陸 B & G 海洋センター	30年	B	B	A	B	—	・ 体育館としての機能に大きな問題はない。 ・ 法令に従って、定期報告等がなされている。	良	維持
	三陸体育館	45年	C	C	—	B	—	・ 床板等に劣化が見られる。 ・ 照明設備の照度が不足している。	劣	経済性評価へ
コ テ ー ニ ス (2)	市民テニスコート	35年	B	B	—	B	B	・ 経年劣化が見られるものの、緊急を要する修繕は見込まれていない。 ・ 利用頻度は高いが、コートの状態は良好である。	良	維持
	三陸総合運動公園 テニスコート	29年	—	—	—	B	C	・ フェンスの設置等必要な安全対策はなされている。 ・ コートに一部劣化が見られる。	良	維持
施 そ 設 の (2)他	市民弓道場	38年	B	B	—	B	—	・ 経年劣化が見られるものの、緊急を要する修繕は見込まれていない。 ・ 防矢ネットの設置等必要な安全対策はなされている。	良	維持
	三陸 B & G 海洋センター プール	30年	C	C	—	B	—	・ 上屋のビニールに劣化が見られる。 ・ ボイラーやろ過機等に不具合が多く見られる。	劣	経済性評価へ

(2) 経済性評価

安全性・機能性評価で「劣」評価となった施設について、表 9 の評価基準に基づき、「改善コスト」、「維持管理コスト」及び「収入」の項目ごとに評価を行い、表 10 の評価の考え方に基づき、「良」又は「劣」の評価を行いました。

評価結果は、表 11 のとおりです。

表 9 経済性の評価基準

評価基準	評価
10 年以内に改善コスト(大規模修繕又は建て替え)を必要としない。 - 維持管理コストが、毎年減少を続けている。 - 維持管理コストに占める収入の割合が、100%を上回っている。	A
10 年以内に改善コスト(大規模修繕)を必要とするが、40 年以内に改善コスト(建て替え)を必要としない。 - 維持管理コストが、減少傾向にある。 - 維持管理コストに占める収入の割合が、50%を上回っている。	B
10 年以内に改善コスト(大規模修繕)を必要とし、かつ、40 年以内に改善コスト(建て替え)を必要とする。 - 維持管理コストが、増加傾向にある。 - 維持管理コストに占める収入の割合が、50%を下回っている。	C
10 年以内に改善コスト(建て替え)を必要とする。 - 維持管理コストが、毎年増加を続けている。 - 維持管理コストに占める収入の割合が、10%を下回っている、又は収入がない。	D

表 10 経済性評価の考え方

考え方	評価
- 改善コスト、維持管理コストの発生が少ない。 - 収入が多く、今後も施設利用が見込める。 - 維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。	良
- 改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。 - 相対的に、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い。	劣

表 11 経済性評価結果

施設名	評価項目				評価結果	方向性
	改善コスト	維持管理コスト	収入	状況		
市営球場	D	C	D	10 年以内に建て替えが必要となる施設である。 - 維持管理コストに占める収入の割合が極めて低い。	劣	改廃
三陸体育館	C	C	D	10 年以内に大規模改修が必要となる施設である。 - 施設利用料収入がほぼない。	劣	改廃
三陸 B & G 海洋センタープール	C	C	C	- 近年は維持管理コストが増加傾向にある。 - 維持管理コストに占める収入の割合が 50%を下回っている。	劣	改廃

(3) 耐震性評価

施設の今後のあるべき方向性が、「維持」又は「改善」となった施設について、以下及び図 23 の評価の流れにより、耐震性を評価します。

評価結果は、表 12 (24 ページ) のとおりです。

ア 「耐震性に問題ない」とする施設

- (ア) 新耐震基準（昭和 56 年 6 月以降）により設計されたもの
- (イ) 耐震診断の結果、補強の必要なしと診断されたもの
- (ウ) 耐震改修により補強が完了したもの

イ 「耐震性に問題あり」とする施設

- (ア) 設計時の適用基準が未確認のもの
- (イ) 耐震診断が必要であるが、未実施のもの
- (ウ) 耐震診断で改修が必要と診断された施設のうち、補強が未施工のもの

図 23 耐震性評価の流れ

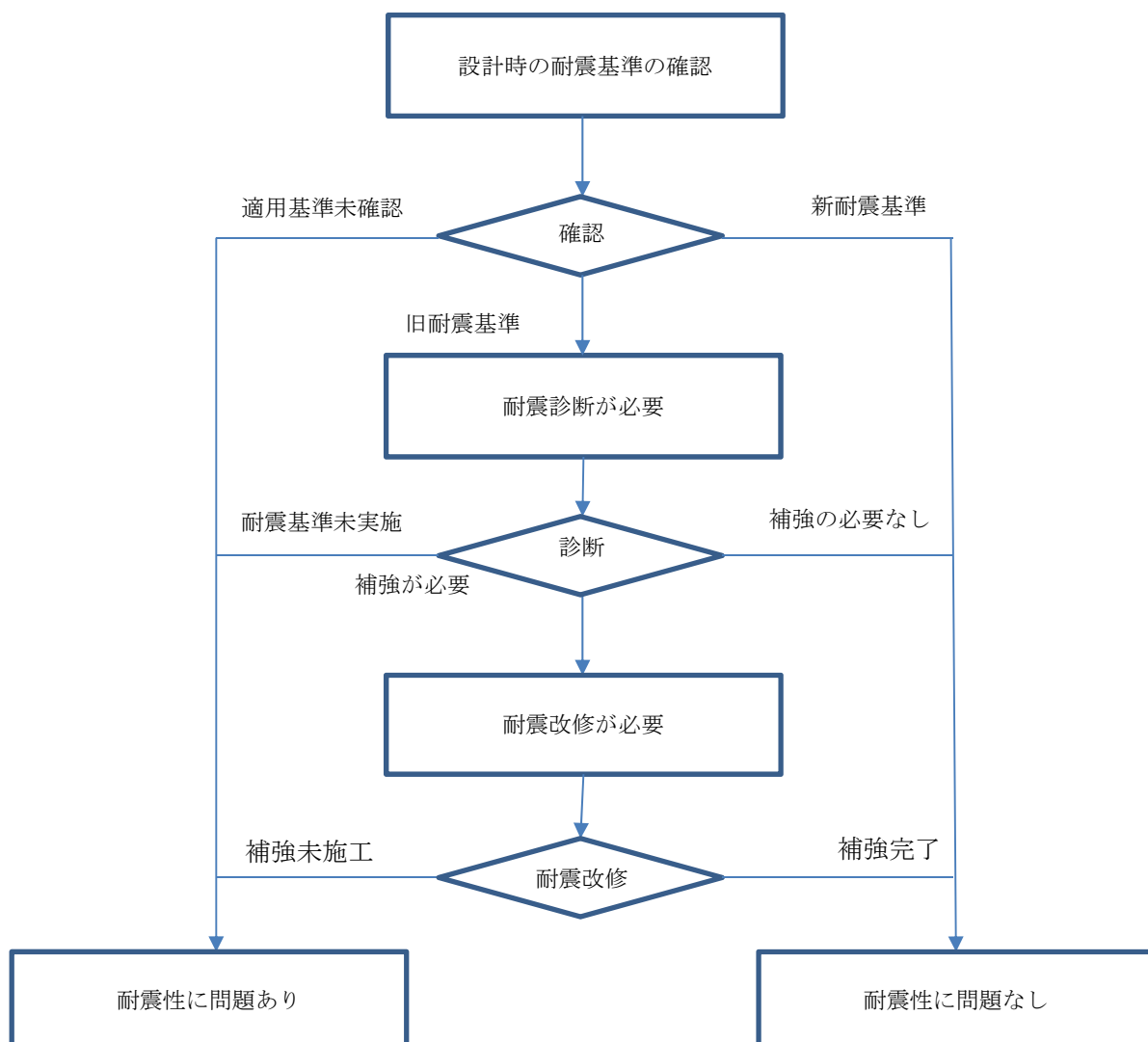


表 12 耐震性評価結果

類型	施設名	方向性	耐震診断	耐震性
グラウンド (7)	市営球場	改廃	—	
	田中島グラウンド	維持	対象外※1	対象外
	赤崎グラウンド	維持	不要※2	問題なし
	三陸総合運動公園	維持	不要	問題なし
	山村広場	維持	不要	問題なし
	盛川河川敷公園多目的広場	維持	対象外	対象外
	盛川河川敷公園少年野球場	維持	対象外	対象外
体育館 (3)	市民体育館	維持	実施済	問題なし
	三陸B & G 海洋センター	維持	不要	問題なし
	三陸体育館	改廃	—	
テニスコート (2)	市民テニスコート	維持	不要	問題なし
	三陸総合運動公園テニスコート	維持	対象外	対象外
その他施設 (2)	市民弓道場	維持	不要	問題なし
	三陸B & G 海洋センタープール	改廃	—	

※1 建築物のないグラウンドのみの施設については、耐震診断の対象外とした。

※2 建築物を有する施設のうち、新耐震基準(昭和 56 年 6 月以降)に設計された施設については、耐震診断を不要とした。

3 施設の整備手法

施設の整備手法の検討に当たっては、図 24 の考え方によることとします。施設の今後の在るべき方向性と耐震性評価の結果によって、表 13 のとおり整備手法が区分されます。

図 24 施設の整備手法の考え方

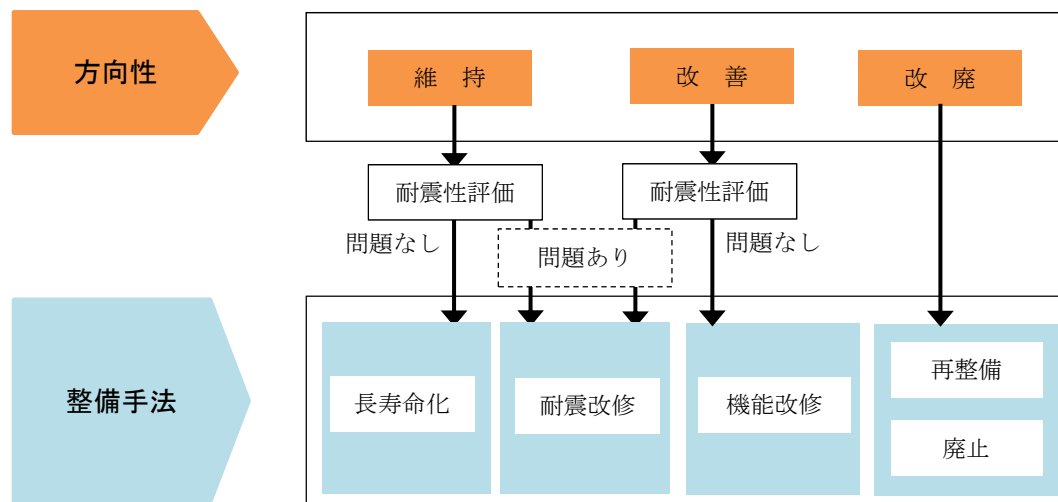


表 13 現況評価（１次評価）における施設の方向性及び耐震性評価の結果に基づく整備手法とその概要

方向性	耐震性評価の結果	整備手法	内容
維持	耐震性に問題なし	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
	耐震性に問題あり	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
改善	耐震性に問題なし	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
	耐震性に問題あり	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
改廃	耐震性評価不要	再整備	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に新たに施設を整備する。
		廃止	施設を解体・撤去する。

4 現況評価（１次評価）の結果

本市が保有するスポーツ施設の現況評価（１次評価）の結果は、表 14 のとおりです。

表 14 現況評価（１次評価）結果

類型	施設名	安全性・機能性評価							経済性評価				施設の方向性	耐震性評価	整備手法
		経過 年数	安全性	機能性	法令 適合性	安全対策	屋外施設の 状況	評価結果	改善コスト	維持管理 コスト	収入	評価結果			
グラ ウン ド (7)	市営球場	56年	B	C	—	B	C	劣	D	C	D	劣	改廃	—	再整備又は 廃止
	田中島グラウンド	33年	—	—	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	対象外	長寿命化
	赤崎グラウンド	6年	A	A	—	B	B	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	三陸総合運動公園	29年	B	C	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	山村広場	35年	B	C	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	盛川河川敷公園 多目的広場	38年	—	—	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	対象外	長寿命化
	盛川河川敷公園 少年野球場	35年	—	—	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	対象外	長寿命化
体 育 館 (3)	市民体育館	42年	C	B	A	B	—	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	三陸B＆G海洋センター	30年	B	B	A	B	—	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	三陸体育館	45年	C	C	—	B	—	劣	C	C	D	劣	改廃	—	再整備又は 廃止
コ ー テ ニ ス (2)	市民テニスコート	35年	B	B	—	B	B	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	三陸総合運動公園 テニスコート	29年	—	—	—	B	C	良	—	—	—	—	維持	対象外	長寿命化
施 そ 設 の (2)他	市民弓道場	38年	B	B	—	B	—	良	—	—	—	—	維持	問題なし	長寿命化
	三陸B＆G海洋センター プール	30年	C	C	—	B	—	劣	C	C	C	劣	改廃	—	再整備又は 廃止

V スポーツ施設の環境評価（２次評価）

1 個別施設の基本方針に関する検討

今後のスポーツ施設の在り方などを検討するに当たり、施設ごとの現況評価（１次評価）にとどまらず、図 25 のとおり、現況評価で施設の方向性が「改善」又は「改廃」となった施設については、政策的な優先度を評価した上で基本方針を定めます。

また、現況評価で方向性が「維持」となった施設についても、必要性や利用状況、市民ニーズ、経済性などを考慮した上で、基本方針を定めます。

なお、基本方針の考え方は、表 15 のとおりです。

図 25 環境評価（２次評価）の流れ

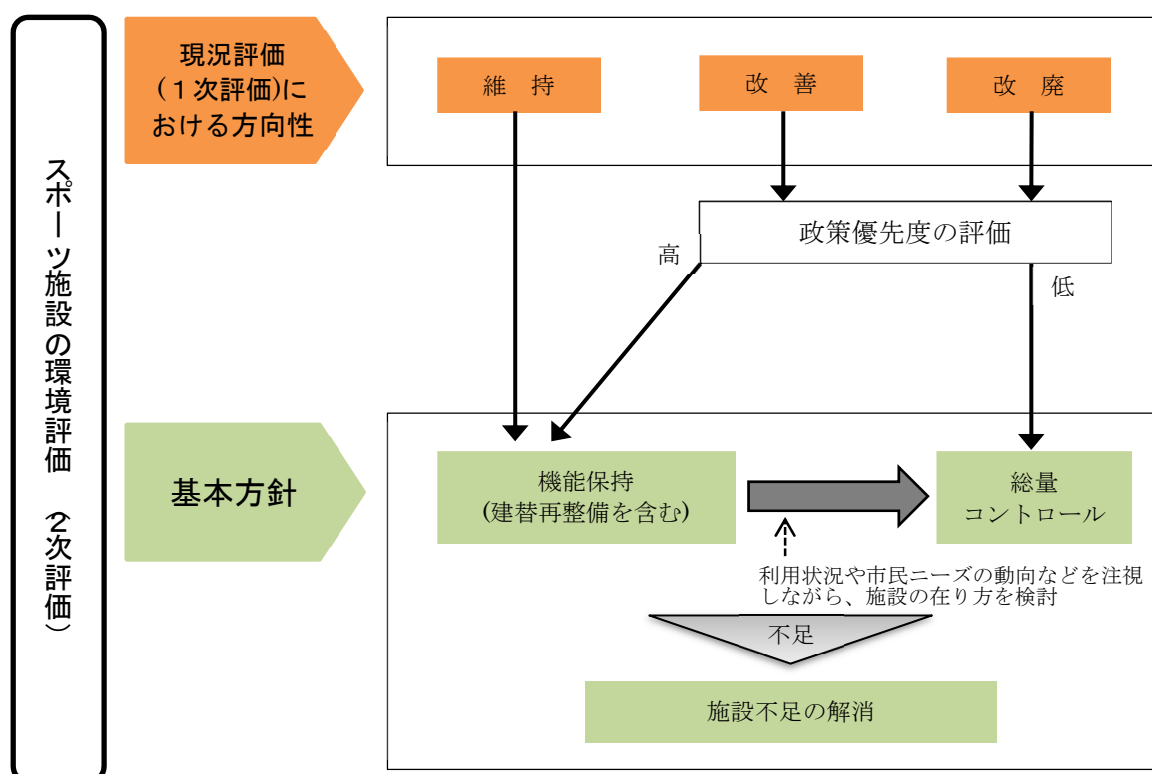


表 15 基本方針の考え方

基本方針	内容
機能保持 (建替再整備)	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しい施設については、建替再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

(1) 政策優先度の評価

現況評価（１次評価）において、施設の方向性が「改廃」となった三つの施設について、表 16 の考え方にに基づき、政策優先度について、総合的に「高」又は「低」の評価を行いました。

評価結果は、表 17 のとおりです。

表 16 政策優先度評価の考え方

考え方	評価
- 施設利用が維持又は増加傾向にある。 - 現在の施設利用者の満足度が高い。 - 運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。 - 障害者スポーツが盛んに行われている。 - 施設の希少性が高い。 - 整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。 - 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設がない。	高
- 施設利用が減少傾向にある。 - 現在の施設利用者の満足度が低い。 - 特定の団体が利用し、実利用者が少ない。 - 周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況に改善の見込みがない。 - 整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。 - 学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。 - 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されていない。若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。	低

表 17 政策優先度評価結果

施設名	政策優先度	判断理由
市営球場	高	本市における唯一の専用野球場であるが、周辺環境の変化などにより、安心して硬式野球を行うことが困難になっている。 高校、社会人など、硬式野球の競技人口は一定数見込まれることから、その競技の場を確保する必要があるとともに、近隣自治体との連携により、軟式・硬式問わず、各界各層の一定規模の大会誘致が見込まれるなど、利用拡大の可能性も大きい。
三陸体育館	低	大船渡市スポーツ施設条例に規定するスポーツ施設であるが、利用者は固定化している。現状は、隣接する吉浜小学校の学校教育活動に広く利用されていることから、スポーツ施設としてより、学校施設としての優先度が高い。
三陸B＆G海洋センタープール	低	市内には、通年で稼働する公営の温水プールや、民間企業が経営するプール併設型のスポーツ施設があるため希少性が低く、機能向上を図ったとしても、利用状況の改善が見込めない。

(2) 基本方針の検討

現況評価（１次評価）において施設の方向性が「維持」となった施設、また、「改廃」としたものの政策優先度が高いと評価した施設については、基本方針を「機能保持」としますが、これらの施設のうち、市民テニスコートと田中島グラウンドについて、利用状況や維持管理費、利用料収入の状況、市民ニーズの動向、利用拡大の可能性などの観点から、施設の在り方を更に検討し、基本方針を表 18（30 ページ）のとおりとしました。

- ・ 市民テニスコートについては、利用日数に基づく施設稼働率が、令和元年度は 94%を超えており、利用料収入で維持管理費を賄うことができている唯一の施設です。近隣自治体を含めて、既存施設や代替施設を活用しても施設が不足することが予想されるとともに、市外からの利用者も多く訪れている実績などを考慮し、基本方針を「機能保持」から「施設不足の解消」へ移行することとします。
- ・ 田中島グラウンドについては、利用状況が低調に推移していることと、市民テニスコートに隣接している立地環境を踏まえ、グラウンドとしての利用を見直し、市民テニスコートを拡張して利用を図ることとして、基本方針を「機能保持」から「総量コントロール」へ移行することとします。

また、現況評価（１次評価）で施設の方向性が「改廃」となった三陸体育館と三陸 B & G 海洋センタープールについて、次に掲げる理由から、基本方針を「総量コントロール」としました。

- ・ 三陸体育館については、スポーツ施設としてより、学校施設としての優先度が高い現状にあるため。
- ・ 三陸 B & G 海洋センタープールについては、機能性に多くの課題を抱えるとともに、改修にも多額の費用が見込まれること、また、機能向上による利用状況の改善が見込めないため。

表 18 基本方針検討結果

類型	施設名	現況評価 (1次評価)に おける方向性	政策優先度	基本方針
			理由	
グラウンド (7)	市営球場	改廃	高 硬式野球の競技場確保の必要性 が高く、近隣自治体との連携による 利用拡大の可能性も大きい。	機能保持
	田中島グラウンド	維持		機能保持 →総量コントロール
	赤崎グラウンド	維持		機能保持
	三陸総合運動公園	維持		機能保持
	山村広場	維持		機能保持
	盛川河川敷公園多目的広場	維持		機能保持
	盛川河川敷公園少年野球場	維持		機能保持
体育館 (3)	市民体育館	維持		機能保持
	三陸B&G海洋センター	維持		機能保持
	三陸体育館	改廃	低 スポーツ施設としてより、学校施 設としての優先度が高い。	総量コントロール
テニスコート (2)	市民テニスコート	維持		機能保持 →施設不足の解消
	三陸総合運動公園テニスコート	維持		機能保持
その他施設 (2)	市民弓道場	維持		機能保持
	三陸B&G海洋センタープール	改廃	低 市内に通年稼働するプールがあ るため希少性が低く、機能向上によ る利用状況の改善が見込めない。	総量コントロール

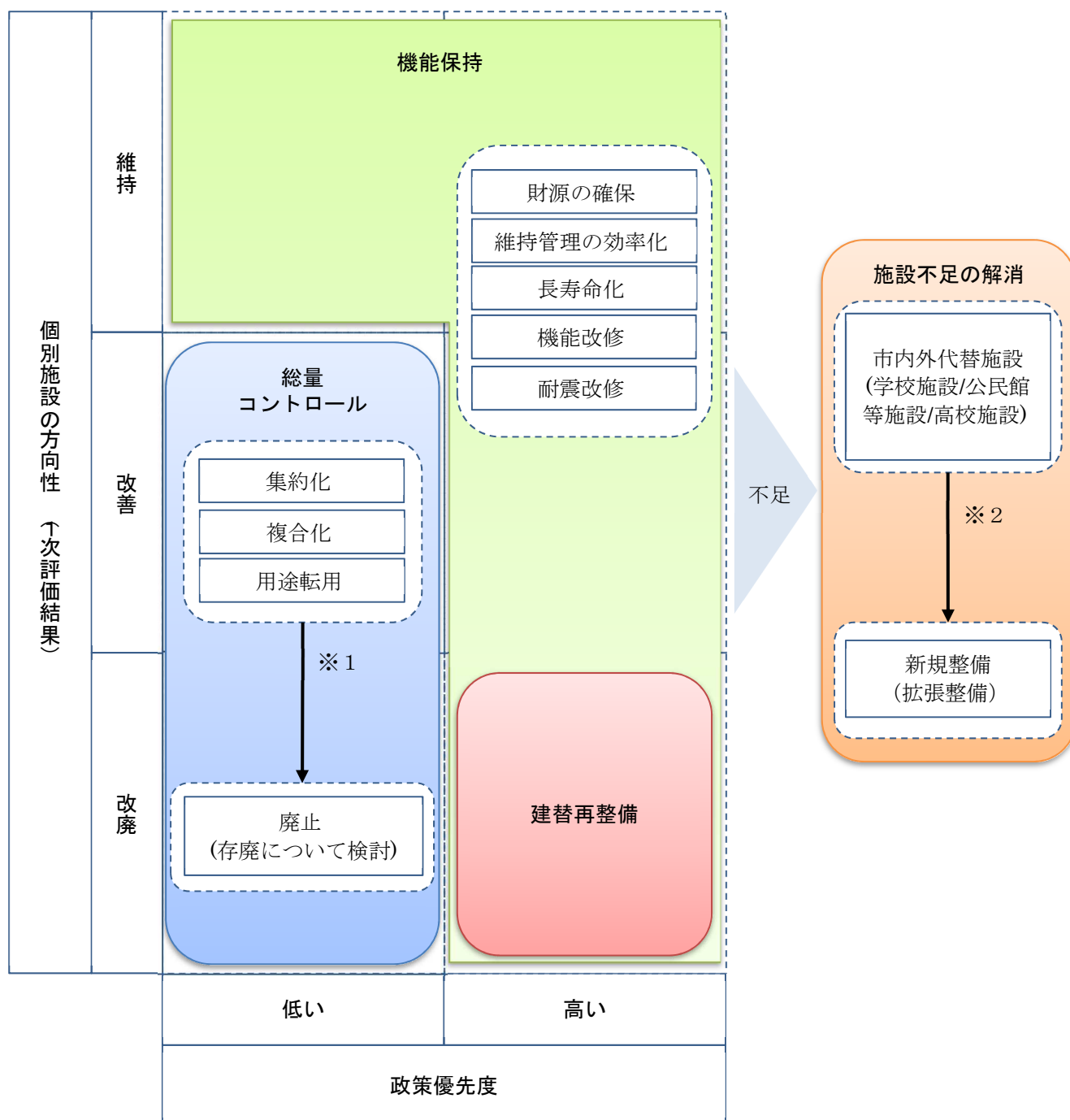
2 適用手法（基本方針ごとの対応手法）の検討

表 18（30 ページ）のスポーツ施設の基本方針検討結果に基づき、個別に適用可能な手法を検討します。

適用可能な手法の検討は、図 26 のとおり、現況評価（1 次評価）と政策優先度を 2 軸とするマトリクスを踏まえ、施設ごとに行います。

また、基本方針が「総量コントロール」及び「施設不足の解消」の場合における適用可能な手法は、施設の特徴や稼働率、利用の実態などを勘案して検討します。

図 26 スポーツ施設の基本方針（2 次評価）のマトリクス



※1 スポーツ施設の特徴や稼働率、利用の実態などを勘案し、集約化・複合化・転用の可能性がない場合

※2 スポーツ施設の特徴や稼働率、利用の実態などを勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合

(1) 機能保持

基本方針「機能保持」における適用手法の考え方は、表 19 のとおりです。

適用手法のうち、「長寿命化」、「機能改修」及び「耐震改修」については、現況評価（１次評価）における「施設の方向性」の結果に基づき選択します。

現況評価（１次評価）において、方向性が「維持」となった施設については、ライフサイクルコストの縮減を視野に入れて維持する施設として、適用手法を「長寿命化」とします。

また、現況評価（１次評価）で「改廃」となった施設のうち、政策優先度が高い市営球場は、「建替再整備」とします。

表 19 「機能保持」の適用手法

手法	内容
財源の確保	地方公共団体の財源以外で財源を確保する。
維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法を取り入れる。
長寿命化 (計画的保全)	建物の耐用年数を定め、その期間、適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行う。
機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う。
耐震改修	建物の耐震性を確保するために改修を行う。
建替再整備	同等の機能を有する施設を整備する。

(2) 総量コントロール

基本方針「総量コントロール」における適用手法の考え方は、表 20 のとおりです。

現況評価（１次評価）における方向性が「改廃」となった施設のうち、三陸体育館については、学校体育館としての機能が強く求められており、スポーツ施設としての優先度が低いことから、「用途転用」とします。

田中島グラウンドについては、主な利用競技であるソフトボールや少年野球での利用見込みが少ないことから、市民テニスコートへの「用途転用」とします。

三陸B＆G海洋センタープールについては、施設の稼働率や利用実態などから、今後も利用の増加が見込めないため、「廃止（存廃について検討）」とします。

表 20 「総量コントロール」の適用手法

手法	内容
集約化	既存の同種の施設を統合する。
複合化	スポーツ施設以外の施設の機能を有した施設と複合化する。
用途転用	他の施設として利用する。
廃止 (存廃について検討)	施設を解体・撤去する。 (存廃について検討する。)

(3) 施設不足の解消

基本方針「施設不足の解消」における適用手法の考え方は、表 21 のとおりです。

現況評価（1 次評価）で方向性が「維持」となった施設のうち、施設の特徴や稼働率、利用の実態などを勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在せず、かつ、市内外の代替施設を活用してもニーズに対応しきれない市民テニスコートについては、「新規整備（拡張整備）」とします。

表 21 「施設不足の解消」の適用手法

手法	内容
市内の代替施設の活用	市内の学校体育施設や公民館等のスポーツに活用できる施設、民間のスポーツ施設等をスポーツ環境として活用する。
市外の代替施設の活用	隣接する地方公共団体の施設や民間施設を市民のスポーツ施設として活用する。
新規整備 (拡張整備)	施設を新規又は拡張して、整備する。

3 環境評価（２次評価）の結果

現況評価（１次評価）の結果を受け、政策優先度なども加味した環境評価（２次評価）の結果は、表 22 のとおりです。

表 22 環境評価（２次評価）結果

類型	施設名	施設の方向性 （１次評価）	整備手法	政策優先度 理由	基本方針	適用手法
グラウンド (7)	市営球場	改廃	再整備 又は廃止	高 硬式野球の競技場確保 の必要性が高く、近隣自治 体との連携による利用拡 大の可能性も大きい。	機能保持	建替 再整備
	田中島グラウンド	維持	長寿命化		機能保持 →総量コントロール	用途転用
	赤崎グラウンド	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	三陸総合運動公園	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	山村広場	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	盛川河川敷公園多目的広場	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	盛川河川敷公園少年野球場	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
体育館 (3)	市民体育館	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	三陸B&G海洋センター	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	三陸体育館	改廃	再整備 又は廃止	低 スポーツ施設としてより、 学校施設としての優先度が 高い。	総量コントロール	用途転用
テニスコート (2)	市民テニスコート	維持	長寿命化		機能保持 →施設不足の解消	新規整備 (拡張整備)
	三陸総合運動公園テニスコート	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
その他施設 (2)	市民弓道場	維持	長寿命化		機能保持	長寿命化
	三陸B&G海洋センタープール	改廃	再整備 又は廃止	低 市内に通年稼働するプー ルがあるため希少性が低 く、機能向上による利用状 況の改善が見込めない。	総量コントロール	廃止 (存廃に ついて検討)

Ⅵ スポーツ施設の評価結果（全体）

施設ごとの現況評価（１次評価）及び環境評価（２次評価）の結果は、表 23 のとおりです。

表 23 施設評価一覧

類型	施設名	整備年次	構造	延床面積	現況評価（１次評価）						環境評価（２次評価）		
					経過年数	安全性・機能性 評価	経済性 評価	施設の方向性	耐震性評価	整備手法	政策優先度	基本方針	適用手法
グラウンド (7)	市営球場	S 39	R C 造	12, 507㎡	56年	劣	劣	改廃	—	再整備又は 廃止	高	機能保持	建替再整備
	田中島グラウンド	S 62	—	4, 894㎡	33年	良	—	維持	対象外	長寿命化	—	機能保持 →総量コントロール	用途転用
	赤崎グラウンド	H 26	S 造	11, 592㎡	6年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	三陸総合運動公園	H 3	—	15, 480㎡	29年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	山村広場	S 60	—	14, 800㎡	35年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	盛川河川敷公園 多目的広場	S 57	—	10, 762㎡	38年	良	—	維持	対象外	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	盛川河川敷公園 少年野球場	S 60	—	7, 540㎡	35年	良	—	維持	対象外	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
体育館 (3)	市民体育館	S 53	S R C 造	3, 878㎡	42年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	三陸 B & G 海洋センター	H 2	R C 造	1, 919㎡	30年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	三陸体育館	S 50	R C 造	992㎡	45年	劣	劣	改廃	—	再整備又は 廃止	低	総量コントロール	用途転用
テニスコート (2)	市民テニスコート	S 60	S 造	3, 392㎡	35年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持 →施設不足の解消	新規整備 (拡張整備)
	三陸総合運動公園 テニスコート	H 3	—	1, 592㎡	29年	良	—	維持	対象外	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
その他施設 (2)	市民弓道場	S 57	S 造	791㎡	38年	良	—	維持	問題なし	長寿命化	—	機能保持	長寿命化
	三陸 B & G 海洋センター プール	H 2	S 造	1, 013㎡	30年	劣	劣	改廃	—	再整備又は 廃止	低	総量コントロール	廃止 (存廃について検討)

Ⅶ 個別施設計画

スポーツ施設の評価結果や大船渡市スポーツ施設整備検討委員会による報告書などを踏まえて、個別施設計画を表 24 のとおりとします。ここでは、施設の安全性・持続性を強く意識することはもとより、交流の促進や拠点性、広域連携なども考慮します。

具体的には、市民体育館の周辺について、一帯を市内スポーツの拠点エリアとして位置付け、隣接する市民テニスコートの増設によりエリアの機能拡充を図り、スポーツを通じた交流人口の拡大や近隣自治体との連携による大規模な大会誘致に取り組みます。

老朽化が進む市営球場については、「建替再整備」との評価結果を考慮した検討に取り組みます。

なお、施設ごとの具体的な整備の実施時期や内容については、スポーツを取り巻く社会情勢の変化を踏まえるとともに、大船渡市総合計画や大船渡市公共施設等総合管理計画・個別施設計画と調整を図りながら、適宜見直しを進めます。

表 24 個別施設計画

類型	施設名	現状と課題	
グラウンド (7)	市営球場	平成 23 年 3 月の東日本大震災発生後、応急仮設住宅の建設により供用を停止していたが、平成 29 年度に復旧工事に着手。グラウンド面の復旧のほか、躯体クラック補修、ベンチとラバーフェンスの更新などを行い、平成 30 年 7 月に供用を再開した。 駐車場やウォーミングアップに使用できるスペースが少ないほか、現在では標準的に備えられている照明設備や医務室がないなど、構造的な課題も多く、利用者ニーズとのミスマッチも発生している。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	建替再整備
		整備方針	
		設置から 56 年が経過し、照明設備の不備や駐車場不足等多くの課題を抱えていることから、当面は現状を維持しながらも、建替再整備について検討する。	
		実施内容	
		前期 (R2～5 年度)	後期 (R6～10 年度)
		建替再整備について検討 → (検討組織を設置し、整備地や規模	・規格、事業費などを調査・検討)

類型	施設名	現状と課題	
グラウンド (7)	田中島 グラウンド	他のスポーツ施設同様、東日本大震災により大きな被害を受けたが、平成 25 年度に供用を再開した。 復旧後は、被災し、あるいは応急仮設住宅建設の影響を受けた市内野球スポーツ少年団などが利用していたが、小学校校庭の復旧などに伴い、利用が大きく減少している。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持 →総量コントロール	用途転用
		整備方針	
		利用件数・利用者数が年々減少しているほか、主な利用競技であるソフトボールと少年野球での利用見込みも少ないことから、本施設に隣接し、利用ニーズの多い市民テニスコートの拡張に向け、用途転用を進める。	
		実施内容	
		前期（R2～5年度）	後期（R6～10年度）
		テニスコートへの用途転用	
	施設名	現状と課題	
	赤崎 グラウンド	被災した旧赤崎小学校跡地を整備し、平成 26 年度に社会体育施設として供用を開始した。 平成 29 年度において、人工芝化やクラブハウス建設により、大きく機能が向上したほか、オールシーズン利用可能な屋外スポーツ施設であることから、交流人口拡大と地域活性化に向けた取組の中心施設として、市内外から多くの利用者が訪れている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		平成 26 年に整備した新しい施設であり、効率的な維持管理に併せて、夜間照明のLED化等機能を充実させながら、利用者の満足度向上を図る。	
		実施内容	
		前期（R2～5年度）	後期（R6～10年度）
		夜間照明LED化 (40 百万円)	

類型	施設名	現状と課題	
グラウンド (7)	三陸総合運動公園	東日本大震災による被害が比較的少なかったことから、屋外スポーツの中心施設の一つとして、野球、陸上競技、運動会など競技種目を問わず、幅広い年代に継続して利用されている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		様々なスポーツに活用可能な多目的運動場であり、長寿命化に努めながら、夜間照明のLED化、屋外トイレの水洗化等機能や衛生環境を充実させながら、利用者の利便性向上を図る。	
		実施内容	
		前期(R2~5年度)	後期(R6~10年度)
		屋外トイレ更新(40百万円) 夜間照明LED化	雨漏り修繕 バックスタンド塗装
	施設名	現状と課題	
	山村広場	東日本大震災による被害はなかったものの、応急仮設住宅の建設により供用を停止。平成30年11月に供用を再開し、現在は、シニア野球チームやサッカースポーツ少年団などが利用している。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		様々なスポーツに活用可能な多目的運動場であり、夜間照明のLED化等機能を向上させながら、施設の維持を図る。	
		実施内容	
		前期(R2~5年度)	後期(R6~10年度)
		夜間照明LED化	

類型	施設名	現状と課題	
グラウンド (7)	盛川河川敷公園多目的広場	東日本大震災により被災したが、平成 24 年度に供用を再開し、平成 25 年度には、(公財) 日本サッカー協会からの支援を受け、広場全体を天然芝生化した。サッカーを中心に利用されているが、赤崎グラウンドの整備後は、稼働率が低下傾向にある。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		市民が気軽に利用できる施設であり、施設の維持を図る。	
		実施内容	
		前期 (R 2 ~ 5 年度)	後期 (R 6 ~ 10 年度)
		施設名	
		現状と課題	
	盛川河川敷公園少年野球場	東日本大震災により被災したが、平成 24 年度に供用を再開し、民間団体などからの支援を受け、バックネットやスコアボード、ベンチを整備した。応急仮設住宅の建設により、小学校の校庭が利用できないスポーツ少年団を中心に頻繁に利用されていたが、校庭復旧後は、利用件数・利用者数ともに少なくなっている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		市民が気軽に利用できる施設であり、施設の維持を図る。	
		実施内容	
		前期 (R 2 ~ 5 年度)	後期 (R 6 ~ 10 年度)
		施設名	
		現状と課題	

類型	施設名	現状と課題	
体育館 (3)	市民体育館	東日本大震災により大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成 26 年度に供用を再開している。 また、平成 28 年度に耐震改修及び空調設備の整備、平成 30 年度には雨漏り改修を実施したものの、設置から 40 年以上が経過しており、各所が老朽化している。	
		環境評価(2 次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		当面、現状を維持しながらも、本市の屋内スポーツ施設の中心施設として、屋根等躯体部分の改修を施しながら、長寿命化を図る。 また、多様なニーズ、各種競技公式規格への一定の対応に加え、機能の拡充や利便性の一層の向上を求める声が多いことなどから、施設更新について並行して検討を進める。	
		実施内容	
		前期 (R 2 ~ 5 年度)	後期 (R 6 ~ 10 年度)
		駐車場舗装	屋根修繕、衛生設備更新 (132 百万円)
		更新について検討 → (整備可能性調査などを実施しながら、検討組織を設置し、規模、整備イメージなどの概略を検討)	
	施設名	現状と課題	
	三陸 B & G 海洋センター	三陸地区における貴重な屋内スポーツ施設であり、地元地域で活動する総合型地域スポーツクラブなど、様々な団体に利用されている。 バリアフリー化や多目的トイレの整備などが課題となっている。	
		環境評価(2 次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		武道場を備えており、スポーツ・レクリエーション活動拠点の一つであることから、照明設備の LED 化等を実施しながら、長寿命化を図る。	
		実施内容	
		前期 (R 2 ~ 5 年度)	後期 (R 6 ~ 10 年度)
		トイレ改修 (6 百万円) 照明 LED 化	

類型	施設名	現状と課題	
体育館 (3)	三陸体育館	三陸地区の社会体育館として整備され、現在は、吉浜小学校の学校体育館としても利用されている。 本来の吉浜小学校体育館は、令和元年度に解体したため、将来的な学校施設への所管替えを視野に入れつつ、当面はスポーツ施設のまま学校利用に供する予定である。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		総量コントロール	用途転用
		整備方針	
		隣接する吉浜小学校の学校教育活動に利用されていることから、より安全・安心に利用するため、耐震診断後、必要に応じて耐震改修等を実施し、学校施設への用途転用を図る。	
		実施内容	
		前期 (R2～5年度)	後期 (R6～10年度)
		耐震診断、耐震改修 (195 百万円)	

類型	施設名	現状と課題	
テニスコート(2)	市民テニスコート	本市の近隣自治体においては、砂入り人工芝コートを多面で有する施設がないことから、市内外問わず多くの利用者が訪れ、稼働率が高い状況にある。平成 24 年度の復旧工事の際には、人工芝の張り替えなどを行っており、比較的良好な状態を保っている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持 →施設不足の解消	新規整備 (拡張整備)
		整備方針	
		高い稼働率を維持し、経済性も高いことから、増加する市民ニーズに応えるため、コート増設や夜間照明のLED化を施すことで、機能拡充と利便性の向上を図る。	
		実施内容	
		前期(Ｒ2～5年度)	後期(Ｒ6～10年度)
		夜間照明LED化(20百万円) コート増設	
		施設名	現状と課題
	三陸総合運動公園 テニスコート	三陸地区において唯一の人工芝コートであり、地元のクラブや中学校の部活動に活用されている。設置から20年以上が経過し、整備更新時期を迎えている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		貴重な人工芝コートであることから、夜間照明のLED化やコートの改修を行いながら、施設の維持を図る。	
		実施内容	
		前期(Ｒ2～5年度)	後期(Ｒ6～10年度)
		夜間照明LED化 コート改修	

類型	施設名	現状と課題	
その他施設 (2)	市民弓道場	東日本大震災により被災したが、市民テニスコートとともに平成 24 年度に復旧し、供用を再開している。利用者からの不満なども特に寄せられておらず、適正な管理・利用が図られている。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		機能保持	長寿命化
		整備方針	
		競技の特性から他施設での代替は難しいほか、希少性も高いことから、軽微な改修を加えながら、施設の維持を図る。 なお、周辺整備の際には、施設の移設等も視野に入れて検討する。	
		実施内容	
		前期（Ｒ２～５年度）	後期（Ｒ６～１０年度）
		施設名	
		現状と課題	
	三陸Ｂ＆Ｇ 海洋センター プール	夏期のみ開放しており、主に地元地域の子どもたちが利用している。 平成 16 年度の大規模修繕以降、大きな改修などは行っていない。	
		環境評価(2次評価)による	
		基本方針	適用手法
		総量コントロール	廃止 (存廃について検討)
		整備方針	
		機能向上による利用状況の改善が見込めないものの、貴重な公営プールであることから、施設の存廃について検討する。	
		実施内容	
		前期（Ｒ２～５年度）	後期（Ｒ６～１０年度）
		存廃について検討	→

VII 主要施設の詳細検討

1 市営球場の建替再整備に係る検討について

市営球場について、現時点での情報を次のとおり整理した上で、建替再整備について検討します。

(1) 市営球場の現況と課題

市営球場は、昭和 39 年の整備から 50 年以上が経過し、市内スポーツ施設の中で最も年数が経過した施設です。

東日本大震災発生以降は、応急仮設住宅の建設により野球場としての供用を停止していましたが、グラウンド面の復旧工事と安全対策に係る改修を経て、平成 30 年 7 月に供用を再開しました。

平成 10 年から 11 年にかけては、国のスポーツリフレッシュ事業を活用し、スコアボードの電光化、球場の拡張等大規模改修を実施しましたが、照明設備やサブグラウンドといった附帯設備の欠如、駐車場の不足など多くの問題を抱えています。

施設は老朽化しているものの、普段の練習場所として、中学生から社会人まで、幅広い年代の市内軟式野球チームやシニアチームが利用するほか、中学生や社会人野球の地区予選大会、学童野球の県大会、野球教室の開催などでも利用されており、供用再開以降、施設利用者数は増加傾向にあります。

こうしたことから、市内の野球競技人口が多く、幅広い世代が利用し、さらには市内外の交流を促す有力なツールとなる市営球場の整備に係る検討は、市内スポーツ施設の効果的・効率的なマネジメントを推進する上で、取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

(2) 近隣自治体の野球場の状況

近隣自治体が保有する主な野球場は、表 25 のとおりです。

表 25 近隣自治体野球場一覧

		高田松原第一野球場	住田町運動公園野球場	釜石市平田公園野球場
施設概要	両翼	99m	92m	95m
	中堅	122m	120m	120m
	内野	土舗装	土舗装	土舗装
	外野	天然芝	天然芝	天然芝
収容人員		4,500 人	1,200 人	2,280 人
事業費		約 46 億円 (高田松原運動公園 総事業費)	約 4 億 800 万円	約 12 億 2,400 万円 (平田公園総事業費)
備考		・ 駐車場 990 台 ・ 災害復旧事業で 整備、令和 2 年 8 月に供用再開	・ 駐車場約 300 台 ・ 高校野球地区予選 等で利用あり	・ 駐車場約 50 台 ・ 台風 19 号で被災、 令和 2 年 6 月に供用 再開（事業費 1 億 8,800 万円）

(3) 建替再整備の検討の視点

近隣自治体の整備状況や利用者の声、大船渡市スポーツ施設整備検討委員会から提出された報告書、大船渡市スポーツ施設整備基本計画検討委員会での意見などを踏まえ、次に掲げる方向性に基づき、市営球場の建替再整備を検討します。

ア 設備の充実

屋外体育施設の建設指針（「公益財団法人日本体育施設協会屋外体育施設部会編集」（平成 29 年度改訂版））に示す「公認野球場」の規格を確保するとともに、長寿命化と多目的利用を可能とする人工芝、夜間利用も可能となる照明設備、隣接道路などへの飛球を配慮した防球ネット、医務室などを兼ね備えた諸室、電光掲示板などの設備を備えることで、競技性の向上に資する、現市営球場よりも充実した施設を目指します。

イ バリアフリー化の推進

競技者のみならず、観客など全ての利用者が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、高齢者や障害者にも配慮し、多目的トイレの設置、段差の解消など総合的なバリアフリー化を図ります。

ウ 交通アクセスを考慮した整備

市民の利用はもとより、市外からの利用者も考慮し、公共交通機関や車によるアクセスがしやすい場所への整備を検討するとともに、公共交通機関の利用促進などの波及効果を目指します。

エ 駐車場の確保

建替再整備に伴う施設の充実によって、より多くの利用者の来訪が見込まれることから、普通車、バスともに一定数の受入れに対応可能な駐車場用地の確保、整備を目指します。

オ 広域連携の推進

交流人口の拡大とそれに伴う地域経済の活性化に向けて、近隣自治体と連携した大会の誘致など、積極的な利活用を促す取組が展開できる施設とします。

カ 財政負担を考慮した整備

厳しい財政状況を踏まえつつ、イニシャルコストとランニングコストの両面から財政へ与える影響を考慮し、次世代への過度な負担とならないよう慎重に整備費を検討します。

(4) 整備候補地の検討

上記(3)に基づく、一定規模・規格の野球場と、それに付随する十分な駐車場を整備するためには、表 26 のとおり、少なくとも約 4 ha の用地を確保する必要があります。

表 26 必要面積

	必要面積	備 考
球場部分	約 1.3ha	中堅 122m、両翼 100m、収容人員最大 2,000 人を想定
駐 車 場	約 0.9ha	普通車約 200 台、バス約 10 台を想定
そ の 他	約 1.8ha	構内道路、広場部分など
合 計	約 4.0ha	サブグラウンドなしを想定

市内における約 4 ha 以上のまとまった公的土地としては、次の 3 か所が挙げられます。

図 27 整備候補地 1 中赤崎地区



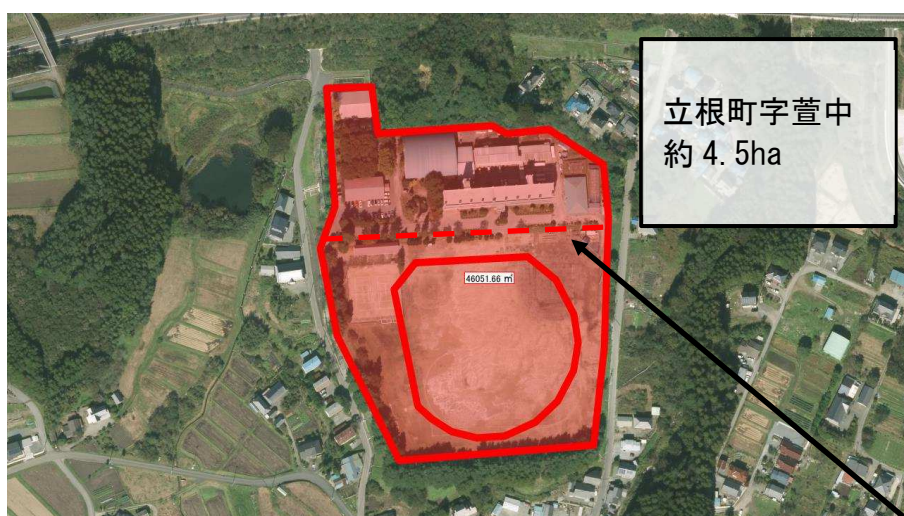
※ 用地は、敷きならし工事が完了後、行政用途での使用が可能となる。

図 28 整備候補地 2 長洞地区



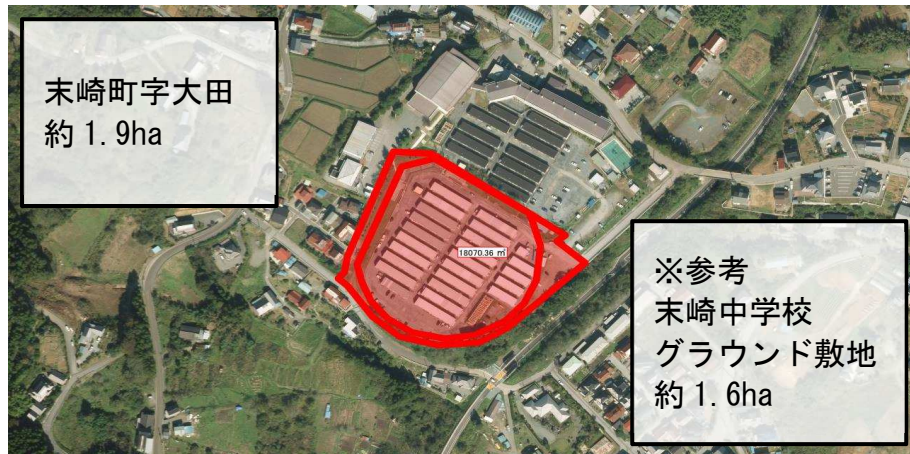
※ 用地のほとんどが、市有地となっている。

図 29 整備候補地 3 萱中地区



※ 用地全体が県有地であり、旧高校校舎立地場所とグラウンドには、約 2m の段差がある。加えて、多額の土地取得費が必要となる。

図 30 （参考）現市営球場用地



※ 必要面積としている約 4 ha は確保できない。

表 27 新市営球場整備候補地ごとのメリット・デメリット

地区名	メリット	デメリット
中赤崎地区	- 地域からスポーツ施設の整備を望む意見があり、総意としての理解を得やすい。 - 三陸鉄道陸前赤崎駅に近接しており利用者がアクセスしやすく、三陸鉄道の利用促進効果も期待できる。 - 用地のほとんどが取得済みであるとともに、敷きならしが予定されている。 - 赤崎グラウンドが隣接しており、相乗効果や一体的な維持管理によるコスト（主に人件費）の削減など、効率的・効果的な運営が期待できる。	- 下水道切り回し費用を要する。 - 災害危険区域であり、大規模な津波が発生した場合、被害を受ける可能性がある。 - 赤崎グラウンドでのイベントなどが重複した場合、駐車場の確保が難しい。
長洞地区	- 用地のほとんどが、既に取得済みである。 - 三陸縦貫自動車道大船渡 IC が近く、利用者がアクセスしやすい。 - 総合公園構想の予定地であったことから、市民からの理解を得やすい。	- 野球場整備には更なる造成が必要であり、その費用を要するほか、発生する土砂の処分先の目途が立たない。 - 土地の利活用に向けては、林地開発の手続などを要することから、利活用可能時期は未定である。
萱中地区	- 遊休施設の利活用になる。 - 他の候補地に比べて、面積が広い。	- 多額の用地取得費（岩手県固定資産台帳上の価格で約 3 億 7 千万円）を要する。 - 整備に必要な約 4 ha を確保するには、旧高校校舎の解体と、校舎棟・グラウンド間の約 2 m の高低差の解消が必要となる。 - 道路を挟んで民家が隣接しており、騒音や光害、飛球の危険性などがある。

(5) 実施時期の検討

スポーツ施設（建築物）の耐用年数が 60 年とされていることを踏まえると、市営球場の躯体部分の耐用年限は令和 6 年頃と見込まれますが、平成 29 年度から 30 年度における災害復旧工事と合わせて、今後、10 年程度（およそ令和 10 年度を目標）、既存の施設を利用し続けることを想定し、表 28 のとおり機能改修（中規模改修）を実施しています。

よって実施時期については、これらを踏まえ、さらには大船渡市総合計画実施計画や大船渡市公共施設等個別施設計画との整合を図りながら、早期かつ慎重に検討します。

なお、市営球場の建替再整備に当たっては、現市営球場の取扱いについても、地元の意向などを考慮しながら、併せて検討する必要があります。

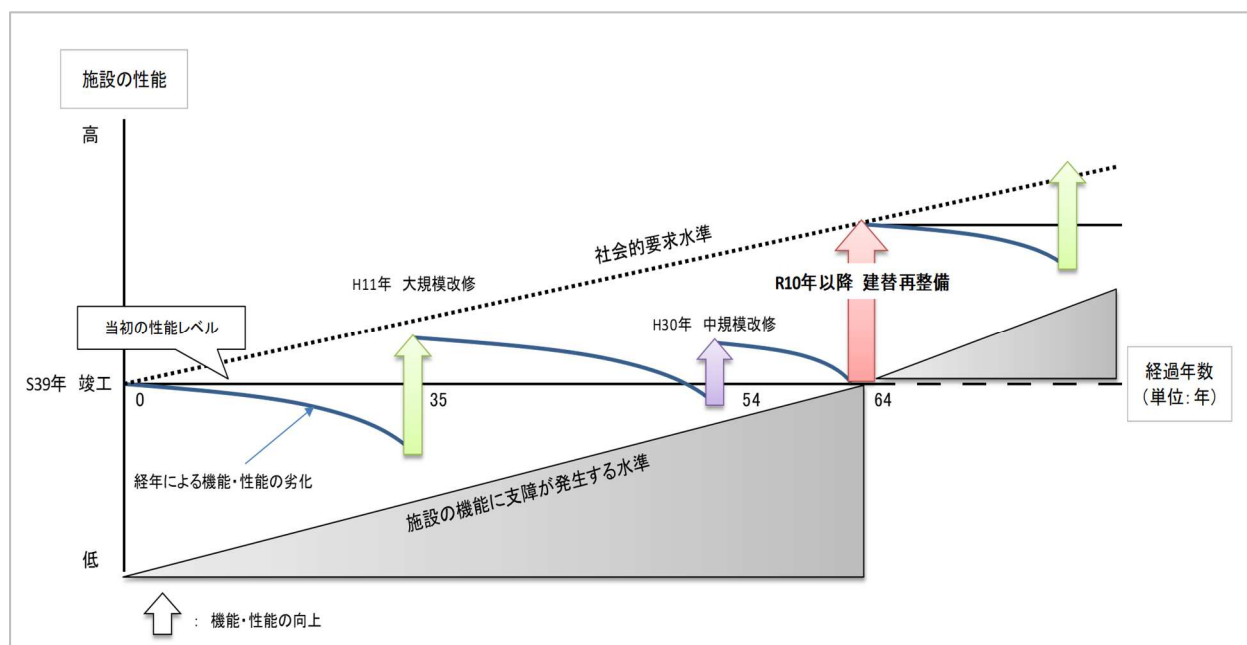
※ 施設の長寿命化の定義について

文部科学省では、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化、省エネルギー化などの質の高い（社会的要求水準まで引き上げる）工事を、長寿命化工事としており、経年による劣化や損傷・故障などが生じた内外装材や設備などの改修・更新など、建設当時の状態に戻すことを主な目的とした工事は、修繕（老朽）工事としています。

表 28 改修等実施内容

実施年度	区 分	内 容
平成 29 年度	災害復旧	グラウンド面の復旧、天然芝養生
	機能改修	クラック補修、トイレ棟配管修繕、ダッグアウト塗装、ベンチ更新
平成 30 年度	機能改修	ラバーフェンス更新、緩衝材設置、スコアボード修繕

図 31 市営球場の施設寿命イメージ



2 市民テニスコートの拡張整備に係る検討について

市民テニスコートについては、拡張整備を図る方針としたことから、以下のとおり情報を整理し、検討します。

(1) 市民テニスコートの現況と課題

市民テニスコートは、市内スポーツ施設の中では市民体育館に次いで利用者数が多く、令和元年度には市内外の約 29,000 人が利用しているほか、利用件数においては市内施設の中で最多であり、令和元年度の施設稼働率が 94%を超えていることに加え、年間の利用料収入が維持管理費を上回る唯一の施設であるなど、経済性も優れています。

平成 24 年度の東日本大震災からの災害復旧工事において、人工芝の張り替えや防球フェンスの補修を行っているため、施設の状態は良好です。

その一方で、施設稼働率が高いがゆえに、特に平日の夕方以降に予約が取りづらい状況が発生しているほか、観客席が南面のみに設置され、観戦エリアが限定的であること、隣接する施設と駐車場を共用しているため、駐車スペースが不足がちであること、駐車場からコートへの動線が、車道を経由することから危険であることなど、いくつかの課題が見受けられます。

多くの人々に親しまれ、高い稼働率と優れた経済性を併せ持つ施設の現状を踏まえるとともに、諸課題の解決を含めた機能性の向上により有効活用を図ることで、利用者の満足度向上を図ることができます。

(2) 近隣自治体のテニスコートの状況

近隣自治体が保有する主なテニスコートは、表 29 のとおりです。

表 29 近隣自治体テニスコート一覧

	陸前高田市スポーツドーム	住田町運動公園
施設概要	砂入り人工芝コート 2 面 (フットサル 2 面、ゲートボール 4 面)	砂入り人工芝コート 1 面
観客席数	観客席なし	観客席なし
事業費	約 3 億 1,000 万円	不明
備考	・ 駐車場約 30 台 ・ 平成 9 年に雇用促進事業団によって整備され、市に譲渡	・ 駐車場は社会体育館等と共用 ・ 平成 21 年から 22 年にかけて、野球場と併せて改修事業を実施

※ 釜石市はテニスコート未整備

(3) 拡張整備の検討の視点

近隣自治体の整備状況や利便性などの向上を求める多くの利用者の声、5 面から 8 面へのコート増設や観客への配慮も必要といった大船渡市スポーツ施設整備検討委員会の報告書、大船渡市スポーツ施設整備基本計画検討委員会での意見などを踏まえ、次に掲げる方向性に基づき、市民テニスコートの拡張整備を検討します。

ア コートの増設

市民テニスコートの北東に隣接する田中島グラウンドをテニスコートへ用途転用し、コートを増設することにより、機能拡充による利用者などの満足度向上を図ります。

なお、増設に当たっては、県大会規模の大会誘致・開催が可能となるよう、8 面のコートが整うようにします。

イ 附帯設備の充実

アにより、利用者はもとより、観客なども増加することから、観客席を増設するとともに、立地環境を考慮した上で駐車場の拡張・再整備を図ることで、スポーツを「みる」人へも配慮した施設として、利便性の向上を目指します。

ウ バリアフリー化の推進

性別や年代、地域を問わず、幅広い人々が利用することから、高齢者や障害者にも配慮した車椅子用観客席の設置、段差の解消など総合的なバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を積極的に進めます。

エ 広域連携の推進

近隣自治体においては、昨今、標準的に導入されている砂入り人工芝コートを持つ施設が少ないことから、圏域における他施設との間で、補完・相互利用を推進するとともに、共同での大会の誘致などを推進し、交流人口の拡大と圏域経済の活性化を図ります。

オ 財政負担を考慮した整備

市民テニスコートの拡張整備については、イニシャルコストとランニングコストの両面から財政へ与える影響を考慮し、次世代への過度な負担とならないよう費用対効果を強く意識します。

(4) 実施規模の検討

施設の現況や利用者ニーズなどを踏まえた、これまでの検討を総合的に勘案し、拡張整備の内容（案）を表 30 のとおりとします。

なお、具体的な仕様などについては、関係者の意見を参考にしながら検討することとします。

表 30 拡張整備の内容（案）

	内 容	備 考
コート	8 面に増設	・ 既存施設の北東に 3 面新設
観客席	200 席程度増設	・ 田中島グラウンド跡地部分に設置 ・ 20 人掛けスタンドベンチを想定
駐車場	50 台程度増設	・ 敷地内に整備することで、動線の安全性を確保

(5) 実施時期の検討

拡張整備に当たっては、既存施設の利用を一定程度確保しながら進める必要があり、指定管理者を始めとする関係者との連携が大切になります。

このことから、現在想定される事業スケジュールを次のとおりとします。

表 31 事業スケジュール

	計画前期（R2～5年度）		計画後期（R6～10年度）
市民テニスコート	関係者等との調整	設計・施工	供用開始
田中島グラウンド		用途転用	

3 市民体育館の更新に係る検討について

市民体育館については、施設の現況評価（１次評価）及び環境評価（２次評価）を踏まえ、施設の長寿命化を図る整備方針としましたが、多様なニーズ、各種競技公式規格への一定の対応に加え、機能の拡充及び利便性の一層の向上を求める声が多いことなどから、施設の更新について検討します。

(1) 市民体育館の現況と課題

市民体育館は、昭和 53 年に整備後、市内スポーツ施設の中心施設として、多くの市民に利用されてきました。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により大きな被害を受け、一時、供用を停止していましたが、復旧工事を経て平成 26 年度に供用を再開しています。

バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 8 面、テニス 2 面のコートなど公式規格を確保できる主競技場と、柔剣道場、卓球場、多目的ルーム、固定席 280 席の観客席を備えていますが、他自治体の体育館と比較すると、競技場が狭く、観客席数も少ないため、県大会規模の大会の実施が難しくなっています。

さらに、平成 28 年度に耐震改修及び空調設備の整備、平成 30 年度に雨漏り改修を実施するなど、機能改修に取り組み、耐用年限まであと 18 年を残すものの、シャワー施設やトレーニングルームがなく、施設がバリアフリー化されていないなど、時代の変化とともに多様化するニーズに対応できず、機能性、利便性が高いとは言えない状況にあり、早期の更新を求める声が多く寄せられています。

スポーツのみならず、産業イベントや文化活動などでも広く利用され、年代や地域を問わず、様々な市民活動に影響する施設であることから、将来を見据えた施設整備の方向性を示すことが、大切であると考えられます。

(2) 近隣自治体の体育館の状況

近隣自治体が保有する主な体育館は、表 32 のとおりです。

表 32 近隣自治体体育館一覧

	陸前高田市 総合交流センター	住田町社会体育館	釜石市民体育館
施設概要	多目的ホール(バスケットボール 2 面、バレーボール 3 面、卓球 12 面、ランニングコース、その他各種競技コート)、アリーナ(バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、卓球 6 面)、柔剣道場、トレーニングルーム、屋内プールなど	競技場 (バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 2 面)、管理室、更衣室、会議室、医務室、トレーニングルーム、ミーティングルームなど	アリーナ(バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 8 面、卓球 16 面、ソフトテニス 2 面)、更衣室、シャワー室、会議室、医務室、エレベーターなど
観客席数	779 席 (うち車椅子用 34 席)	固定席なし	776 席 (うち車椅子用 6 席)
事業費	約 58 億円	約 1 億 3,700 万円	約 25 億円
備考	・ 駐車場 444 台 ・ 災害復旧事業により平成 30 年 4 月に整備 ・ 陸前高田市 B & G 海洋センターを併設	・ 駐車場約 40 台 ・ 昭和 51 年 1 月に整備	・ 駐車場 100 台(うのすまい・トモスと共用) ・ 災害復旧事業により令和元年 12 月に整備

(3) 施設更新の検討の視点

近隣自治体の整備状況や利用者の声、大船渡市スポーツ施設整備検討委員会から提出された報告書、大船渡市スポーツ施設整備基本計画検討委員会での意見などを踏まえ、次に掲げる方向性に基づき、市民体育館の更新を検討します。

なお、検討に当たっては、近隣におけるスポーツ施設・機能の整備状況や拠点性、複合的な利用の可能性なども考慮するものとします。

ア 総合体育館としての機能

アリーナ（主競技場、観客席）、武道場、多目的室、トレーニングルームなど、複数の機能を備える総合体育館とすることで、様々な競技への対応と充実したサービスの提供を目指します。

イ 各種競技の公式規格などへの適合

バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントン、テニスなど、主な屋内スポーツのコートなどの公式規格などへ一定程度対応し、これまで困難であった県大会以上の大規模大会の実施を可能とすることで、競技力の向上や交流人口の拡大を図ります。

ウ バリアフリー化の推進

性別や年代、地域を問わず、幅広い市民が利用することから、高齢者や障害者にも配慮した多目的トイレ、車椅子用観客席の設置、段差の解消など総合的なバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を積極的に進めます。

エ 広域連携の推進

近隣自治体においては、災害復旧事業により改築して間もない体育館を有していることから、それらと連携した大会の誘致や積極的な利活用を促す取組を推進し、交流人口の拡大と圏域経済の活性化を図ります。

オ 財政負担を考慮した整備

市民体育館の更新については、場合によっては、市営球場よりも多額の費用を要することが予想されることから、イニシャルコストとランニングコストの両面から財政へ与える影響を考慮し、次世代への過度な負担とならないよう慎重に整備費の検討を進めます。

また、稼働率や利用形態に見合った適正な料金設定が必要となるため、施設の更新に合わせて、利用料の見直しも検討します。

(4) 実施時期の検討

大船渡市公共施設等総合管理計画において、公共建築物の耐用年数は60年と定めており、耐用年限まであと18年を残す市民体育館は、本計画期間中に建て替えを要するほど、建物の耐久性に著しい問題を抱えているわけではありません。

市民体育館の更新には、相当な事業費を要すると見込まれる一方、ほかにも文化施設や学校教育施設などの大規模事業が予定されていることから、実施時期については、大船渡市総合計画実施計画や大船渡市公共施設等個別施設計画との整合を図りながら、できるだけ早期かつ慎重に検討します。

Ⅸ 将来を見据えた施設マネジメントの推進

前述のとおり、本市のスポーツ施設は、令和元年度末現在で、そのほとんどが整備から 30 年以上経過しています。東日本大震災からの災害復旧工事などにより良好な状態の施設もありますが、全体として老朽化が進行しており、施設の適正な配置・管理を含めて、本計画期間で全ての課題に対応することは困難です。

人口動態や財政状況を踏まえると、現存するスポーツ施設をそのまま維持し続けることは難しく、本計画期間において「長寿命化」とする施設についても、集約化や複合化、廃止などの検討を要する場合があると考えられるほか、社会情勢や市民ニーズも時代とともに変化することから、中・長期的な視点により、適時・的確な検討と整備を積み重ね、良好な施設マネジメントの推進を図る必要があります。